

第2章 本市の現況と課題

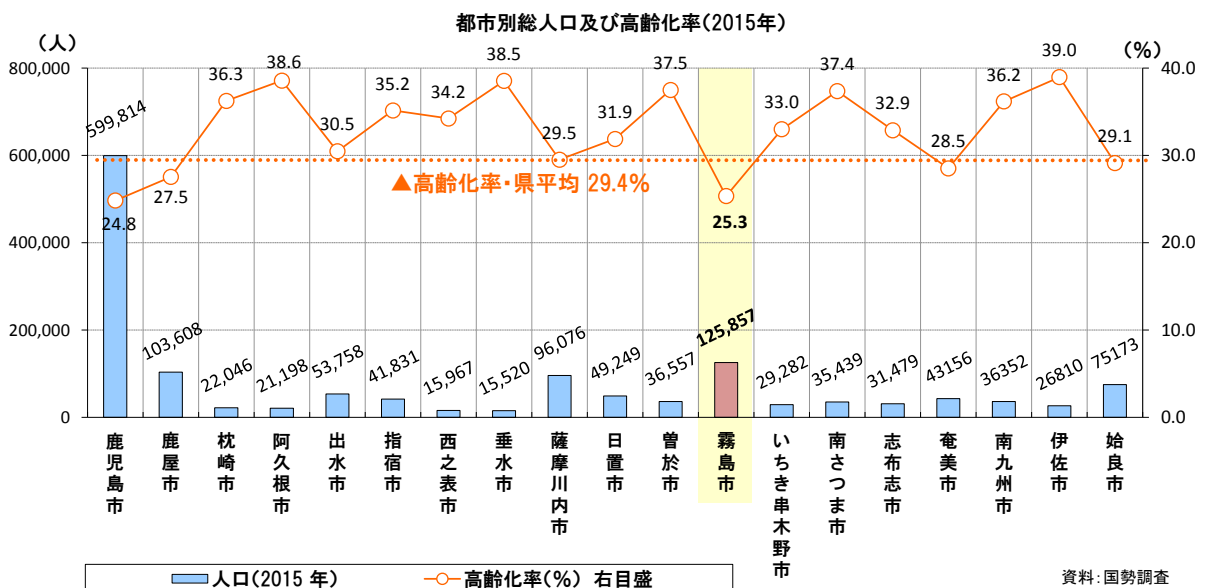
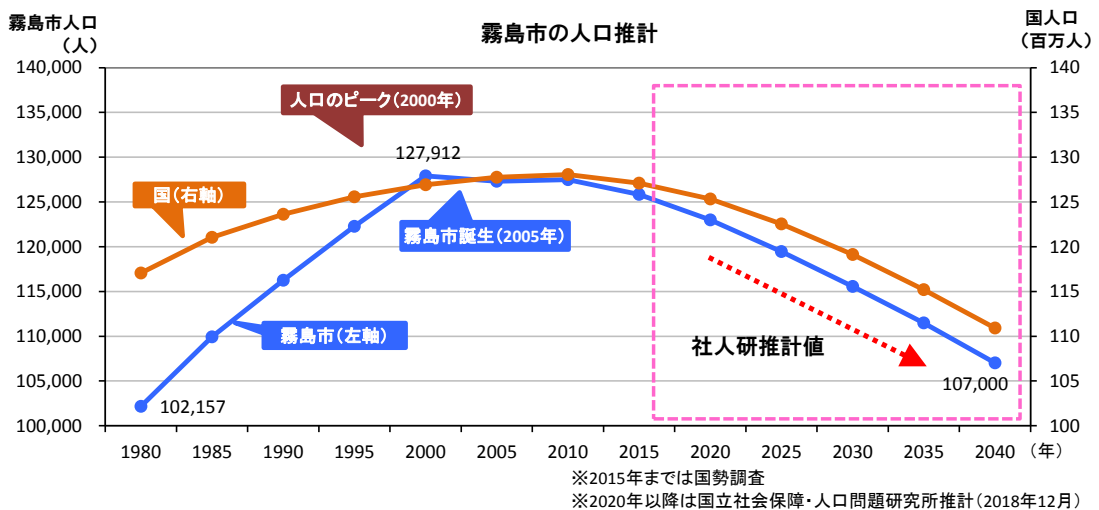
1. 都市を取り巻く社会潮流

(1) 人口減少社会への対応

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、我が国の人口は、2008年の約1億2800万人をピークに、2040年には約1億1100万人まで減少すると推計されています。

県内第2位の人口規模を誇る本市は、他都市に比べて高齢化率が低く、年少人口と生産年齢人口が多い都市となっていますが、2000(平成12)年の127,912人から減少を続け、**2040(令和22)年には総人口が約107,000人**と2000(平成12)年からの40年間で16.3%減少すると推計されています。本市では国を上回るスピードで減少が進み、少子高齢化による自然減の拡大は今後も続くと予測されます。

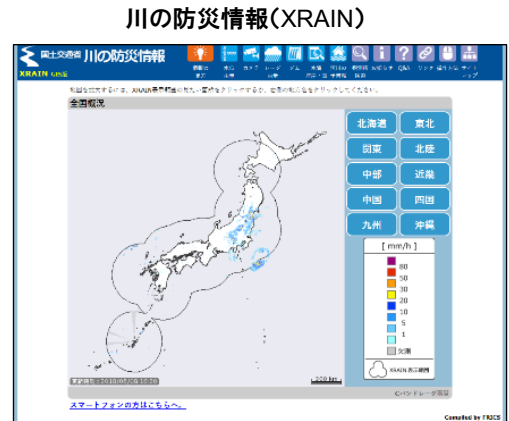
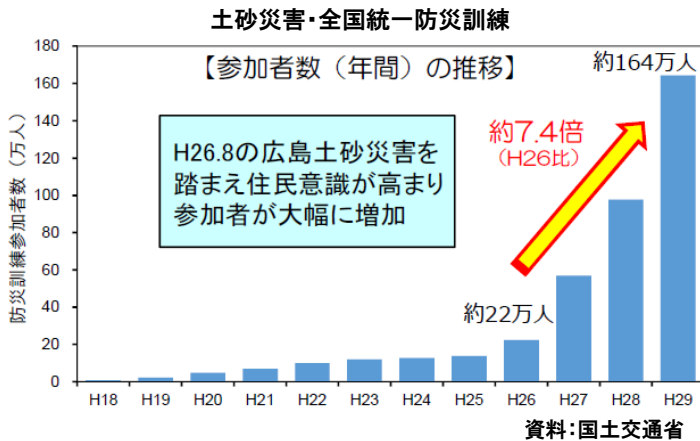
また、本格的な人口減少社会の到来に対し、財政面・経済面で持続可能な都市経営を可能とするため、医療・福祉施設・商業等の都市施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする市民がこれらの生活利便施設等に外出しやすいコンパクトなまちづくりと公共交通のネットワークを形成することが一層求められています。



(2) 安心・安全な市街地形成への対応

2011（平成 23）年の東日本大震災、2016（平成 28）年の熊本地震、2017（平成 29）年の九州北部豪雨、2018（平成 30）年の西日本 7 月豪雨など、近年、これまでに経験したことのない大災害が頻発し、大きな被害が出ています。

想定を超える災害に対して防ぎきれない事態が起こることを前提に、いかに被害を小さくするかという減災を意識して、ハード対策とともに情報提供や自主避難行動の教育などのソフト対策を重層的に組み合わせた災害対策が求められています。



霧島市福山地区初の総合防災訓練(南日本新聞)



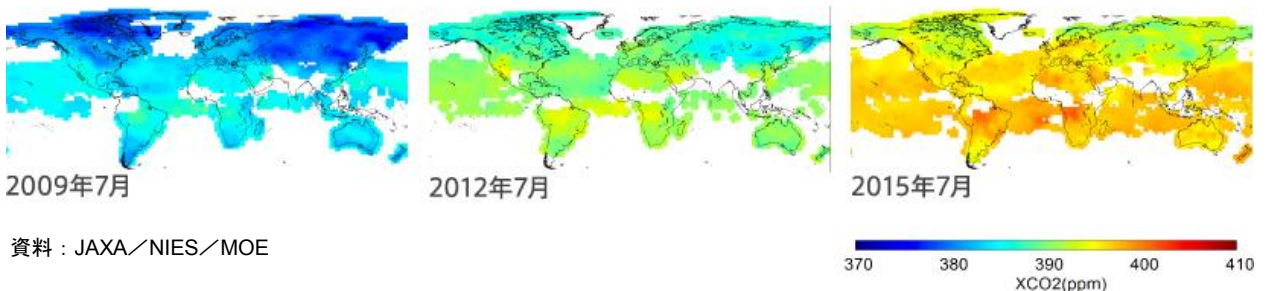
霧島市牧園町高千穂地区での土砂災害防災訓練

(3) 地球温暖化の進行

地球温暖化によるここ数十年の気候変動は、人間の生活や自然の生態系にさまざまな影響を与えています。氷河の融解や海面水位の変化、洪水や干ばつなどの影響、陸上や海の生態系への影響、食料生産や健康など人間への影響が観測され始めています。

温暖化の大きな原因となっている二酸化炭素の排出量を削減するため、地球規模でさまざまな取組が行われています。

GOSAT による世界の CO2 濃度分布観測結果

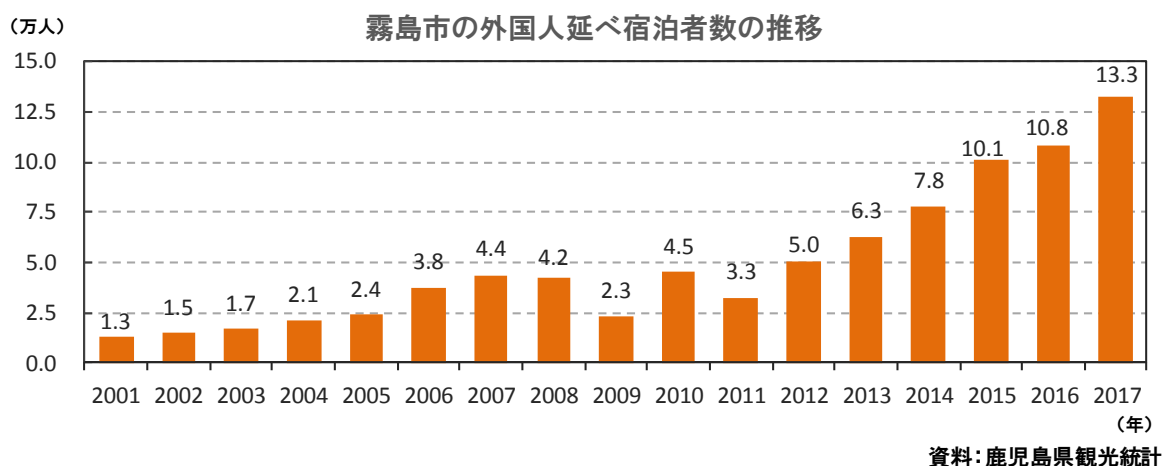
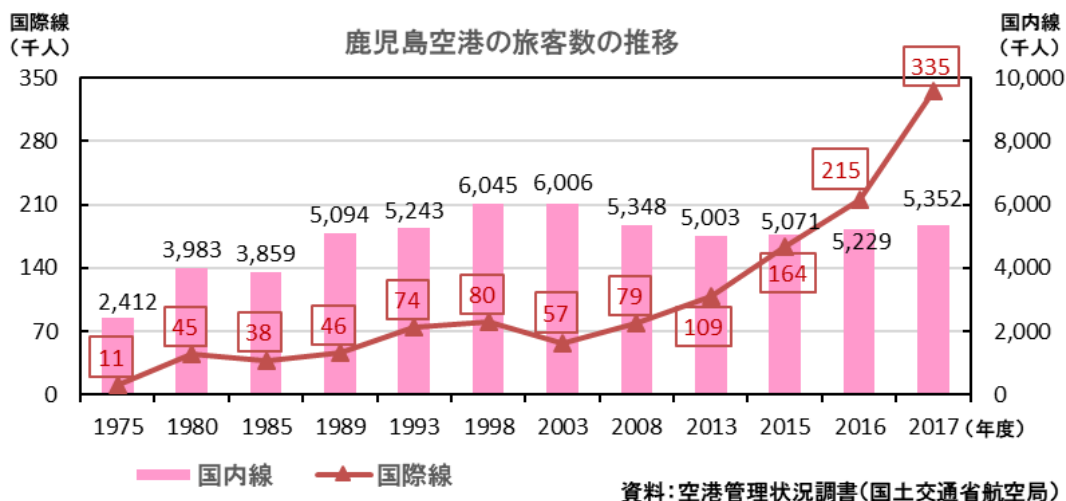


(4) グローバル化の進展

近年、日本国内への外国人訪問客は、2017（平成 29）年度に過去最高の 2,800 万人に達しています。観光庁によると、韓国や香港、中国の観光客は、日本での旅行の中で「温泉入浴」や「旅館への宿泊」に満足した割合が高いことが分かっており、今後、霧島市の観光資源や宿泊施設を拠点とし、公共交通利用による市内周遊や広域周遊観光等が期待されます。

また、鹿児島空港の旅客数の推移を見ると、国内線はほぼ横ばい傾向が続いていますが、国際線は 2003（平成 15）年度以降、増加しており、2017（平成 29）年度には 33 万 5 千人に達しています。

本市の外国人観光客の推移では、2009（平成 21）年には前年発生した世界金融危機を契機とした景気後退や新型インフルエンザの流行、2011（平成 23）年には新燃岳噴火、東日本大震災や原子力発電所事故、円高により日本への旅行需要が減退、訪日旅行を控える動きなどで一時減少しましたが、2012（平成 24）年には台北線、2014（平成 26）年には香港線が鹿児島空港に就航したことなどから、外国人観光客は増加し、2017（平成 29）年では外国人延べ宿泊客数が過去最高の 13 万 3 千人に達しています。



2. 都市の動向

(1) 人口動向

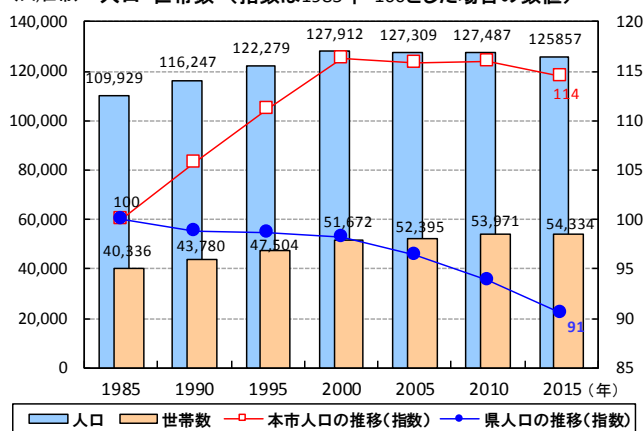
①人口減少と高齢者世帯の増加

本市の人口はこれまで、右肩上がりの増加傾向にありましたが、2000(平成12)年の127,912人をピークに、以降は減少傾向にあり、2015(平成27)年では125,857人となっています。

世帯数は、1985(昭和60)年以降、増加傾向が続いていましたが、2015(平成27)年に減少に転じました。2010(平成22)年と2015(平成27)年と比較すると、高齢夫婦世帯、高齢単身世帯が増加し、全体の約26%(14,000世帯)となっています。

年齢の5歳区分で動向を見ると、60歳以上が大きく増加しており、59歳以下では減少傾向にあります。特に20~24歳は33%と大幅な減少がみられます。

(人,世帯) 人口・世帯数 (指数は1985年=100とした場合の数値)



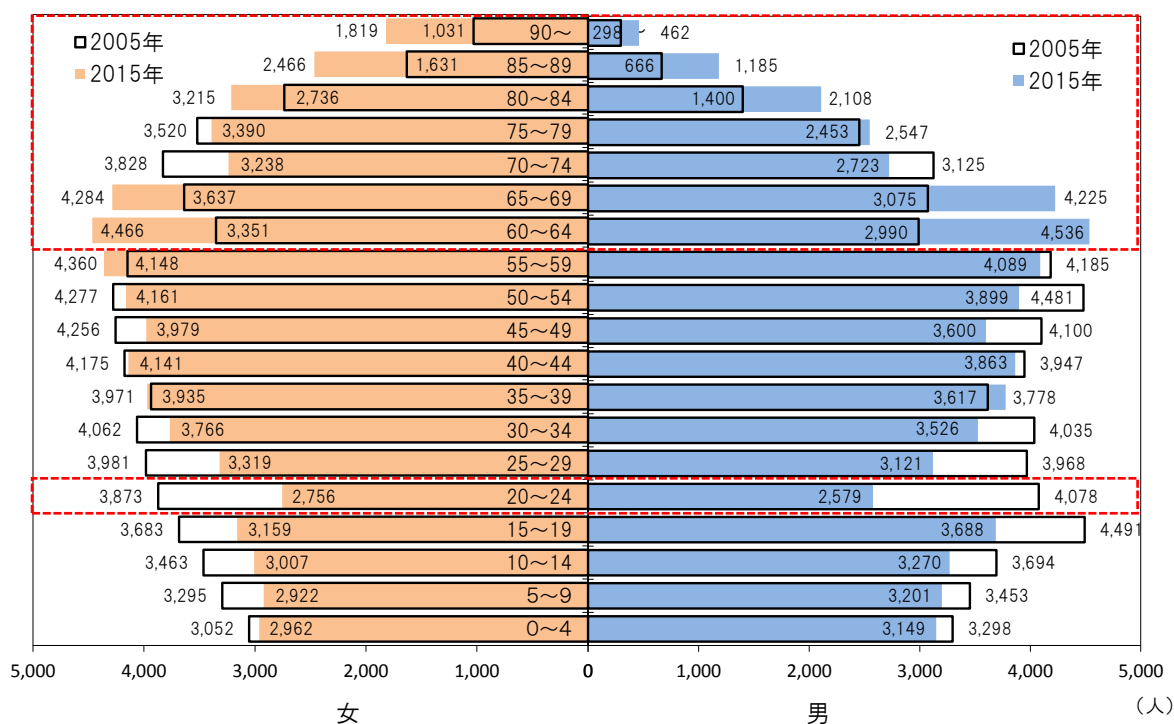
資料:国勢調査

表 世帯構成別世帯数の推移

年	2010	2015	2015-2010
一般世帯	53,836	54,166	330
核家族世帯	32,516	32,184	△ 332
65歳以上の世帯員がいる世帯	10,075	11,211	1,136
高齢夫婦世帯	6,513	7,185	672
単独世帯	18,325	19,153	828
高齢単身世帯	6,495	7,149	654

資料:国勢調査

男女別年齢5歳階級別人口の推移



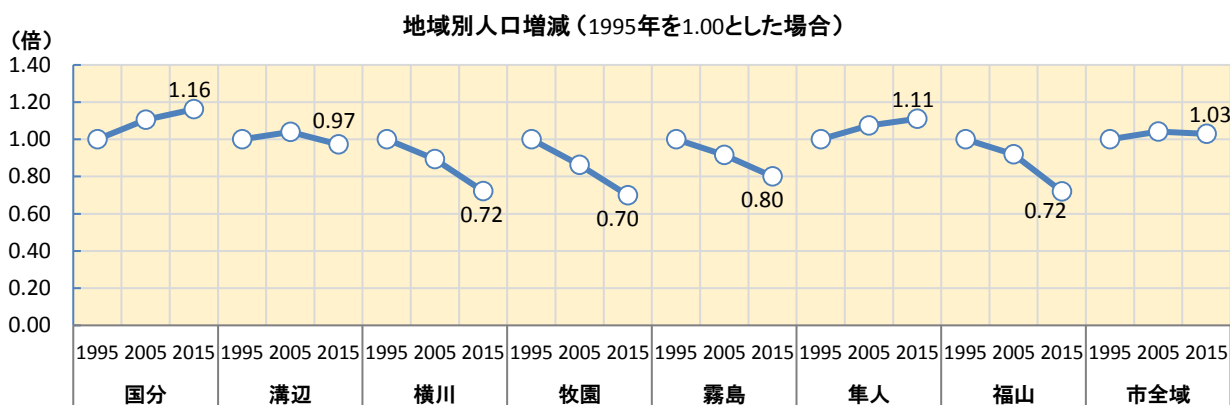
資料:国勢調査

②中山間地域で急速に進む人口減少と高齢化

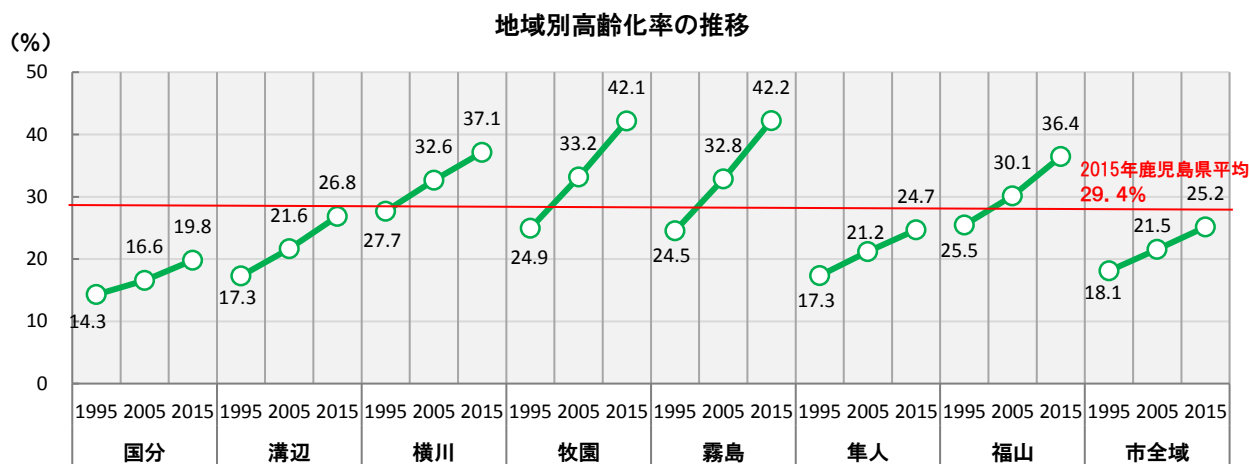
人口を地域別に見ると、国分、隼人では増加傾向となっていますが、横川、牧園、霧島、福山の中山間地域で減少が急速に進んでいます。

2015（平成 27）年の本市の高齢化率は 25.2%で、鹿児島県の 29.4%を 4 ポイント下回っています。高齢化の進行は、国分、隼人、溝辺を除いた地域で急速に進んでいます。少子高齢化が進む状況を踏まえ、安心・安全に暮らすことのできる都市づくり、子育てしやすい都市づくりを積極的に取り組んでいくことが求められます。

また、市域一律の都市づくりではなく、地域特性に即した都市づくりを進める必要があります。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

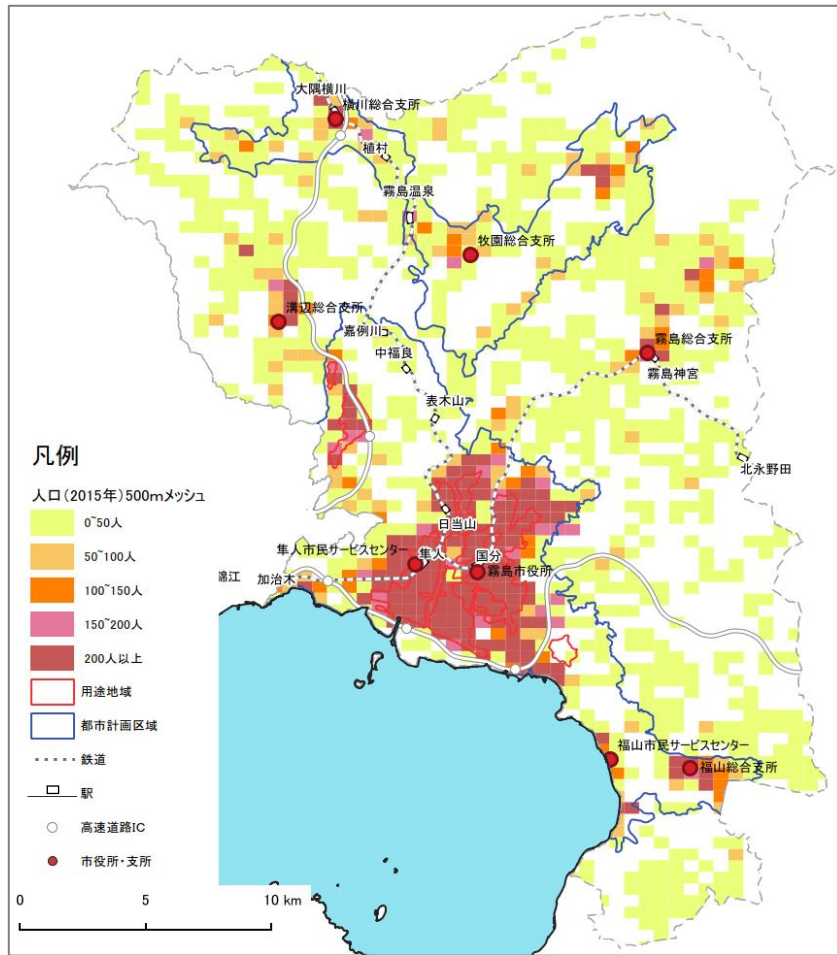


図 人口分布 (2015年)

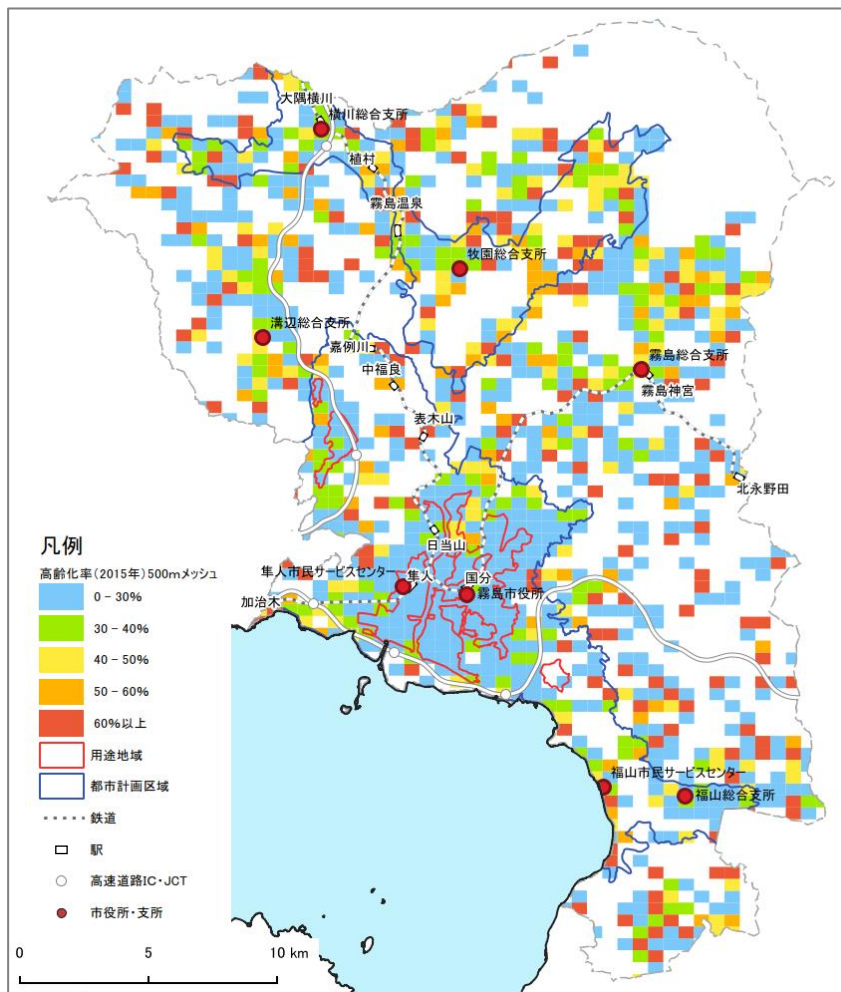
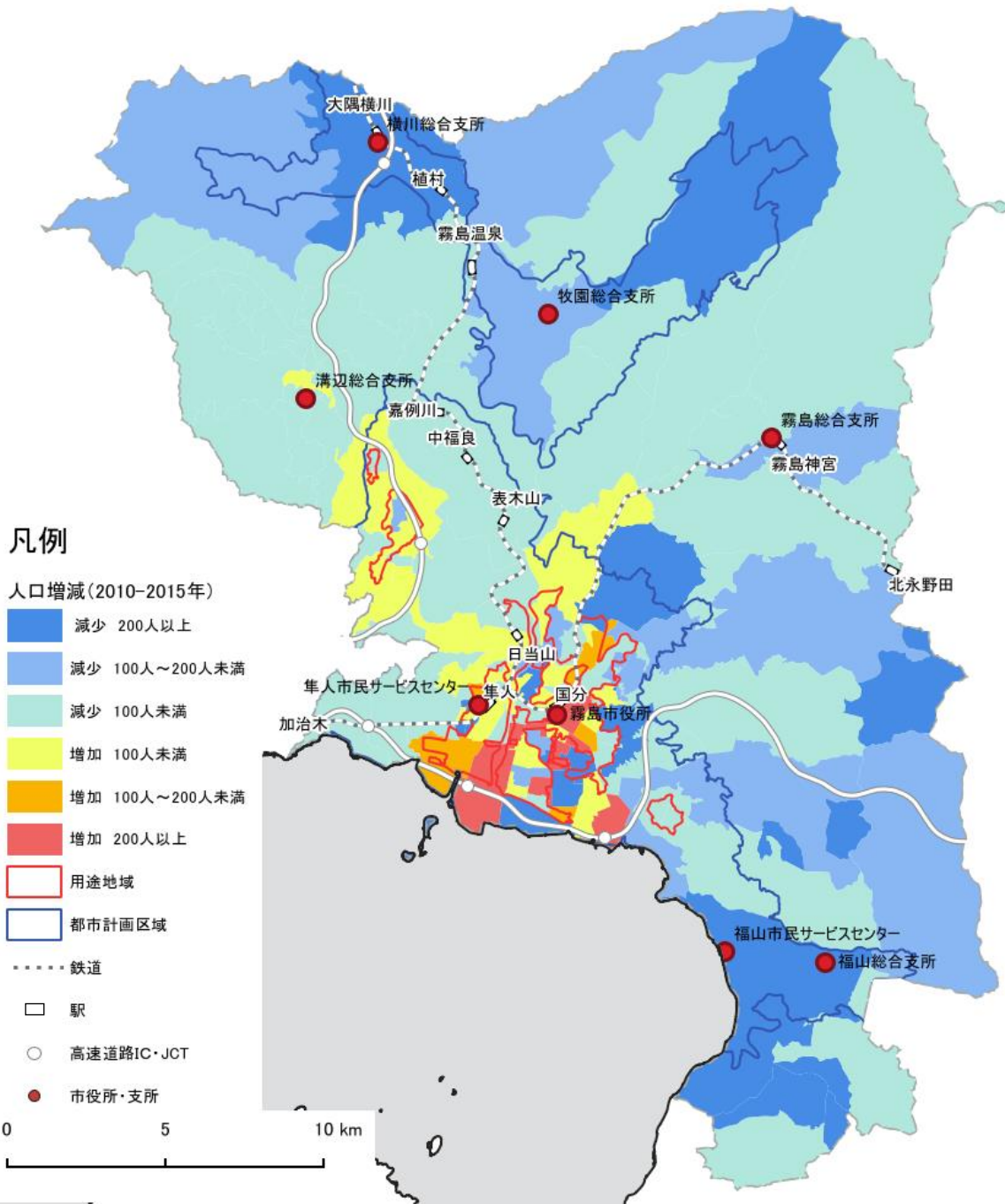


図 高齢化率 (2015年)

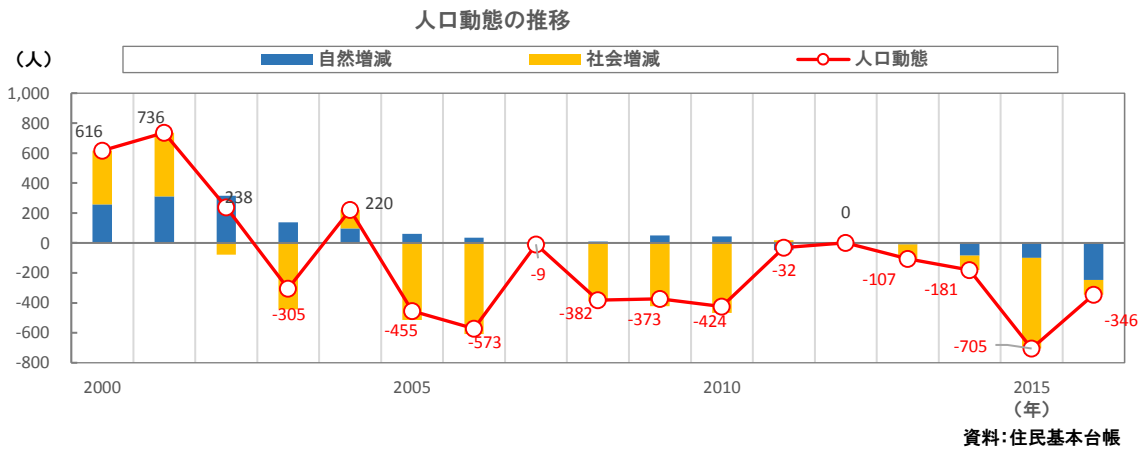


資料:e-Stat 地図で見る統計(JSTAT MAP)

図 人口増減

③社会減、自然減の同時進行による人口減少

2010（平成22）年までは出生数が死亡数を上回る自然増でしたが、2014（平成24）年以降は死亡数が出生数を上回り自然減に転じています。2005（平成17）年以降の転入から転出を差し引いた社会増減は減少が続いており、人口減少は今後も続くと想定されます。



④流入・流出人口

2015（平成27）年の流入・流出を見ると、従業・通学による流入数が流出数を上回っています。流入元では、始良市4,957人が最も多く、次いで鹿児島市1,979人、湧水町651人となっており、流出先では始良市が4,016人で最も多く、次いで鹿児島市2,912人、湧水町443人の順となっています。始良市、湧水町、曾於市、垂水市のほか、宮崎県都城市との間では、本市への流入超過となっています。

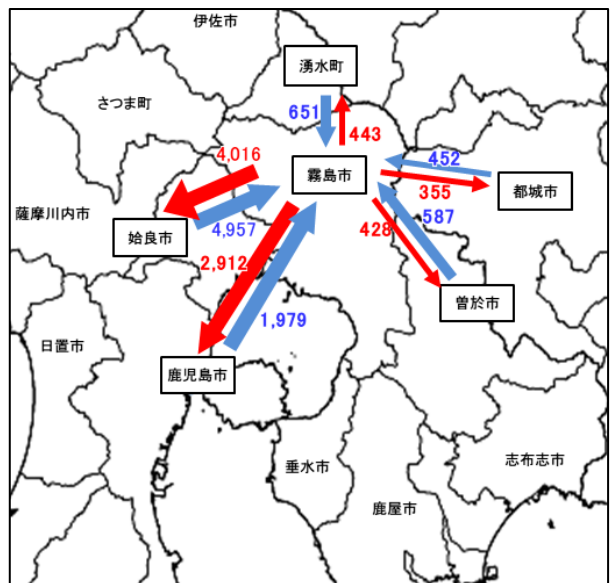
表 流入・流出別15歳以上従業・通学者数(2015年)

流入		流出		総数 a	総数 b	a-b
当地で従業・通学する者 1)	62,814	当地に常住する就業者・通学者 1)	62,303	511	511	511
自市町村に常住	51,511	自市町村で従業・通学	51,511	-	-	-
自宅	5,380	自宅	5,380	-	-	-
自宅外	46,131	自宅外	46,131	-	-	-
	流入数		流出数			
他市区町村に常住	10,298	他市区町村で従業・通学 2)	9,885	413	413	413
県内	9,475	県内	8,964	511	511	511
他県	823	他県	823	0	0	0
流入元		流出先				
始良市	4,957	始良市	4,016	941	941	941
鹿児島市	1,979	鹿児島市	2,912	△ 933	△ 933	△ 933
湧水町	651	湧水町	443	208	208	208
曾於市	587	曾於市	428	159	159	159
宮崎県都城市	452	宮崎県都城市	355	97	97	97
鹿屋市	242	鹿屋市	257	△ 15	△ 15	△ 15
伊佐市	276	伊佐市	217	59	59	59
薩摩川内市	165	薩摩川内市	157	8	8	8
垂水市	214	垂水市	126	88	88	88
さつま町	84	さつま町	121	△ 37	△ 37	△ 37
志布志市	61	志布志市	73	△ 12	△ 12	△ 12
日置市	99	日置市	66	△ 22	△ 22	△ 22
いちき串木野市	29	いちき串木野市	38	△ 5	△ 5	△ 5
宮崎県 三股町	40	福岡県 福岡市	37	-	-	-
宮崎県 宮崎市	36	宮崎県 宮崎市	37	△ 1	△ 1	△ 1
宮崎県 小林市	32	熊本県 菊陽町	36	-	-	-
宮崎県 えびの市	45	宮崎県 えびの市	34	7	7	7

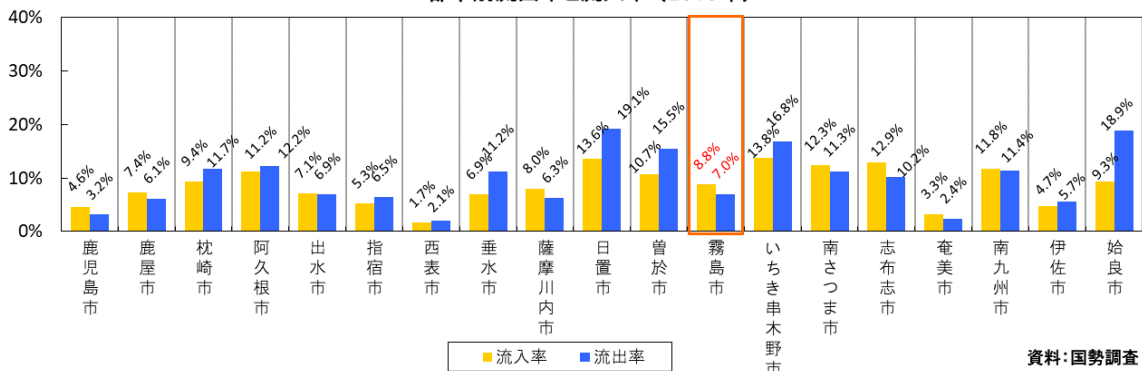
1) 従業地・通学地「不詳」を含む。
2) 他市区町村に従業・通学で、従業地・通学地「不詳」を含む。

資料：国勢調査

流入・流出(上位5市)



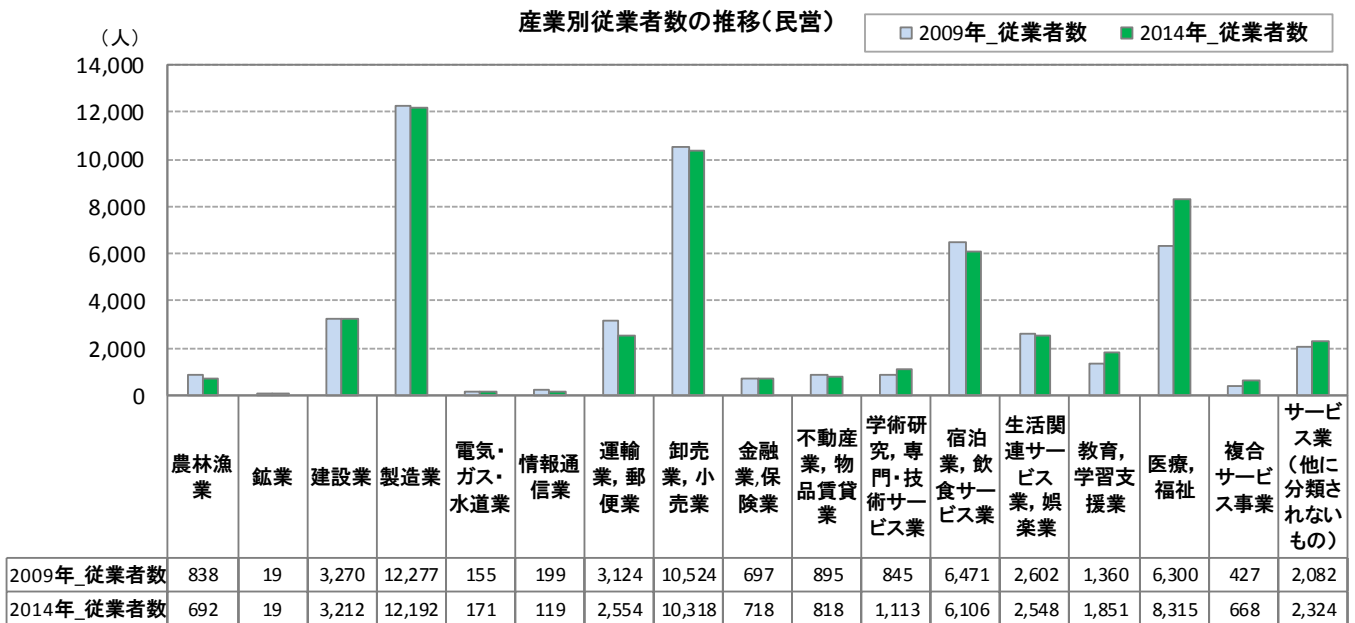
都市別流出率と流入率(2015年)



(2) 産業動向

①産業別従業者数－主要産業は製造業、卸売・小売業

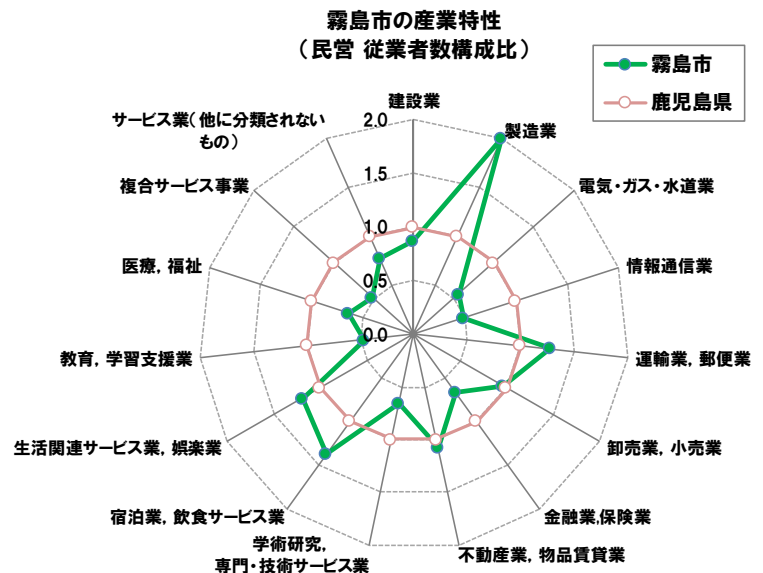
本市の産業別従業者数（民営）を見ると、製造業、卸売業・小売業とともに医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業が主力産業となっています。主な動向を見ると、運輸業・郵便業、宿泊業・飲食サービス業の従業者数が大きく減少しています。一方、医療・福祉、教育・学習支援業の従業者数は増加しており、特に高齢者の増加に伴い医療・福祉の従業者数の増加が顕著です。



資料：経済センサス基礎調査－2014年

業種別に従業者数を鹿児島県全体と比較すると、製造業に特化した都市であることがわかります。

また、運輸業・郵便業、宿泊業・飲食サービス業が高い状況にありますが、複合サービス事業、教育・学習支援業、医療・福祉が低い状況にあります。

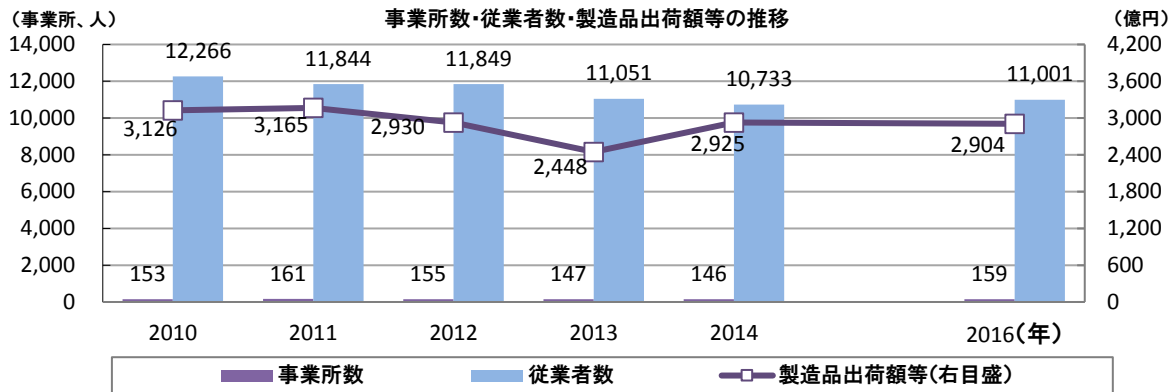


資料：経済センサス基礎調査－2014年
注)鹿児島県の各産業構成比と霧島市の各産業構成比の比を霧島市の値とした。

②工業動向－工業は近年、回復傾向

本市の工業は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具を主力としています。2010（平成22）年から2013（平成25）年では、事業所数、従業者数、製造品出荷額等いずれも減少しましたが、2014（平成26）年以降では回復傾向が見られます。

製造品出荷額等の増減率を県内他都市と比較すると、県全体が13%増加しているのに対して、本市は7.1%減少しており、地域産業の活性化が望まれます。



※従業者4人以上の事業所

資料：工業統計 2011、2016年は経済センサス

表 産業中分類別事業所・従業者数及び製品出荷額(2014年)

(従業者4人以上の事業所)

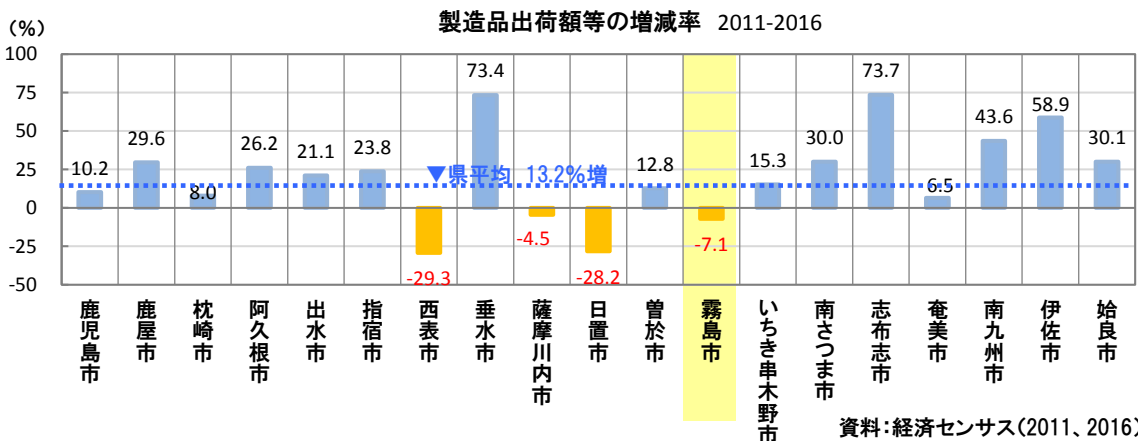
(単位：人、万円)

業種	事業所数	従業者数	製造品出荷額等	
			金額	割合%
計	146	10,733	2,925	100.0
食品製造業	25	850	192	6.6
飲料・たばこ・飼料製造業	26	274	63	2.1
繊維工業	3	171	10	0.4
木材・木製品製造業(家具を除く)	7	109	11	0.4
家具・装備品製造業	1	4	X	X
パルプ・紙・紙加工品製造業	3	69	21	0.7
印刷・同関連業	3	67	9	0.3
化学工業	2	40	X	X
石油製品・石炭製品製造業	1	6	X	X
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	6	59	13	0.4
窯業・土石製品製造業	16	297	61	2.1
非鉄金属製造業	1	15	X	X
金属製品製造業	11	263	65	2.2
はん用機械器具製造業	3	83	10	0.3
生産用機械器具製造業	13	902	234	8.0
業務用機械器具製造業	2	48	X	X
電子部品・デバイス・電子回路製造業	13	7,054	1,683	57.5
電気機械器具製造業	4	83	456	15.6
情報通信機械器具製造業	2	311	X	X
その他の製造業	4	28	3	0

注)Xは秘匿

1位 2位

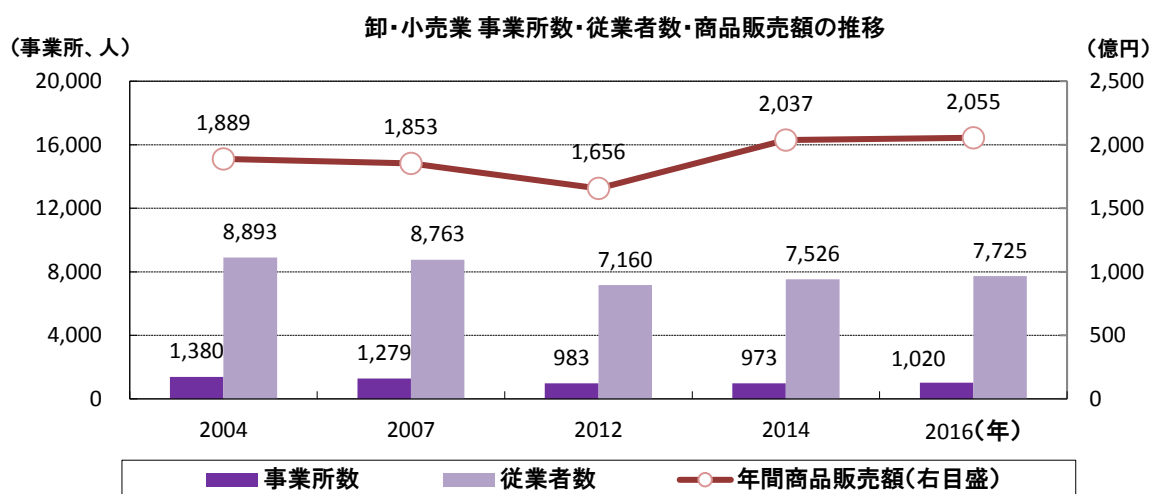
資料：工業統計



③商業動向－2012（平成24）年以降から事業所数・従業者数・販売額いずれも回復傾向

卸・小売業の従業者数・年間販売額を見ると2004（平成16）年から2012（平成24）年にかけて、年々減少傾向にありましたが、2014（平成26）年には増加に転じています。事務所数も同じく2004（平成16）年から減少傾向が続きましたが、2016（平成28）年には従業者数・年間販売額と同じく増加しています。

鹿児島県消費者購買動向調査による商圏の形成状況を見ると、本市は地域型商圏Aタイプの国分商圏と地域型商圏Bタイプの隼人商圏を形成しています。国分商圏と隼人商圏はともに、購買人口の2009（平成21）年に対する2015（平成27）年の伸び率がマイナス、吸引力係数が100を切っており、互いに近接していることによる競合関係と、市内から市外への購買客の流出が推測できます。



資料：商業統計、経済センサス

表 商圏類型別動向

商圏タイプ	商圏名 ※1	行政人口(人) 2015年 ※2	購買人口(人)		伸び率(%) 2015/2009	吸引力 係数 ※3
			2009年	2015年		
広域型商圏 (購買人口が 30万人以上)	鹿児島	556,563	686,811	695,500	1.3%	125
地域型商圏 Aタイプ (購買人口が 5万人以上)	鹿屋	81,338	105,206	83,967	-20.2%	103
	川内	71,522	76,375	64,507	-15.5%	90
	国分	58,256	60,697	51,521	-15.1%	88
地域型商圏 Bタイプ (購買人口が 3万人以上)	名瀬	37,829	44,966	43,041	-4.3%	114
	始良	47,515	43,245	40,976	-5.2%	86
	出水	37,101	44,876	37,867	-15.6%	102
	隼人	38,036	37,040	34,392	-7.1%	90
地区型商圏 (購買人口が 2万人以上)	伊集院	24,708	22,764	23,537	3.4%	95
	指宿	27,876	30,608	21,475	-29.8%	77
	加世田	21,329	26,157	20,281	-22.5%	95

※1 商圏名は、商圏核市町村(合併前市町村)の名称

※2 行政人口は2015年4月1日現在の住民基本台帳に基づく人口(外国人を含む)

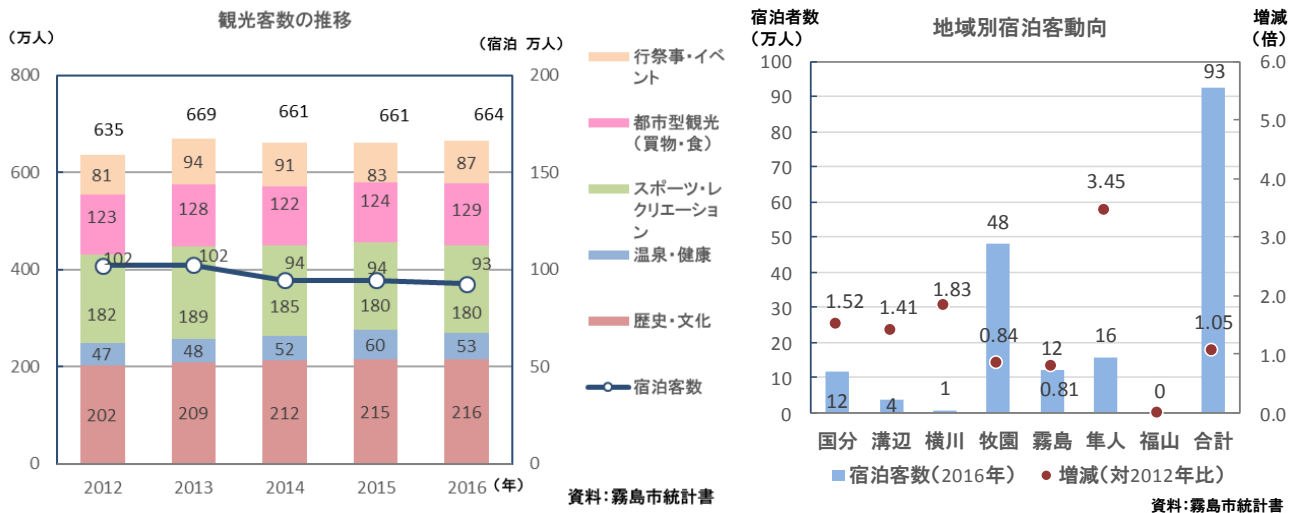
※3 吸引力係数は、購買人口÷行政人口×100

資料：鹿児島県消費者購買動向調査(2015年度)

④観光動向－観光客は微増しているが、宿泊客は横ばい

本市の北部には日本で最初に国立公園に指定された霧島山を、南部には錦江湾に浮かぶ雄大な桜島を望むことができ、海・山・川等の恵まれた自然や温泉を活かした観光資源が多くあり、本市を訪れる観光客の多くは県外からの来訪となっています。

観光客数は2016（平成28）年には年間660万人で増加傾向にありますが、宿泊客数は93万人程度で横ばい傾向が続いています。近年は外国人観光客数が増加傾向にあります。



⑤農林漁業の動向

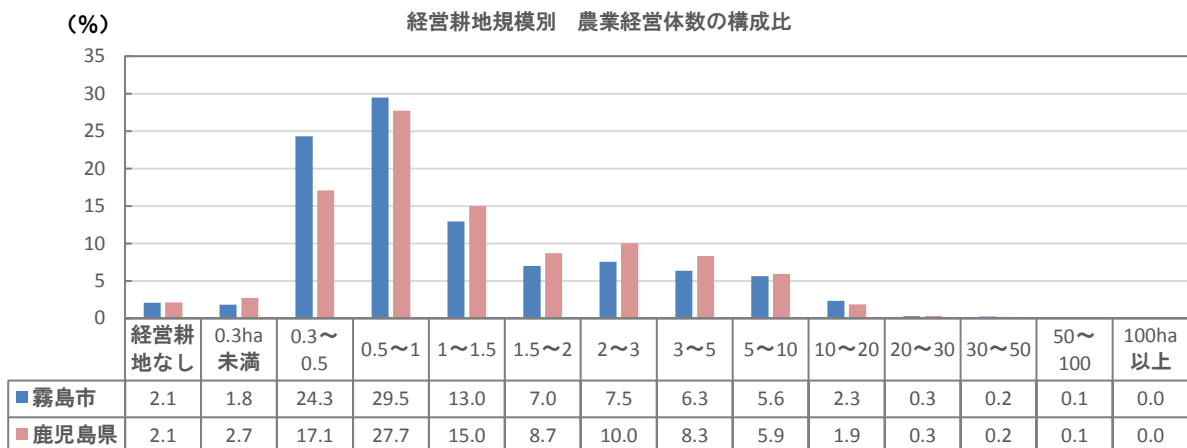
面積を見ると本市全体に対して、森林は62%、耕地（田・畑・樹園地）は9.7%を占めています。

経営耕地面積を見ると、0.3～1.0haの小規模経営が過半数を占めています。

表 耕地・森林面積

	面積(ha)	割合(%)
総面積	61,318	100.0
耕地	5,960	9.7
田	3,335	5.4
畑	4,461	7.3
樹園地	0	0.0
森林	37,998	62.0

資料：税務課「概要調書」



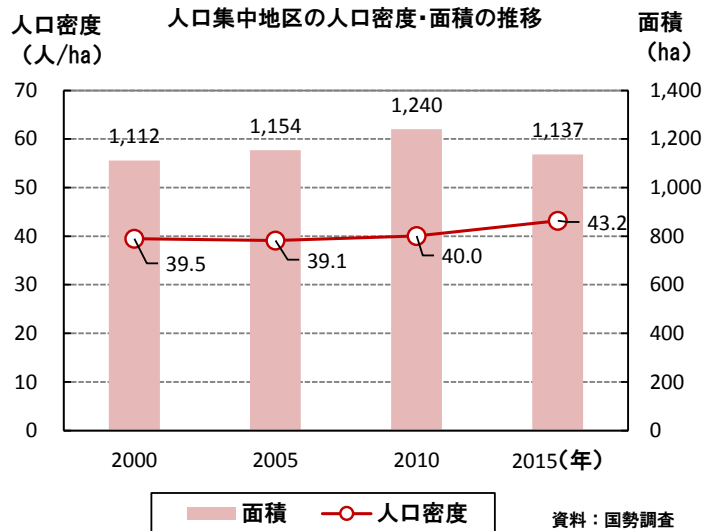
(3) 都市構造・都市環境

①人口集中地区—面積が縮小

2015（平成 27）年の人口集中地区の面積は、2010（平成 22）年に比べ減少し、2005（平成 17）年とほぼ同じ規模となっており、縮小化が進んでいます。

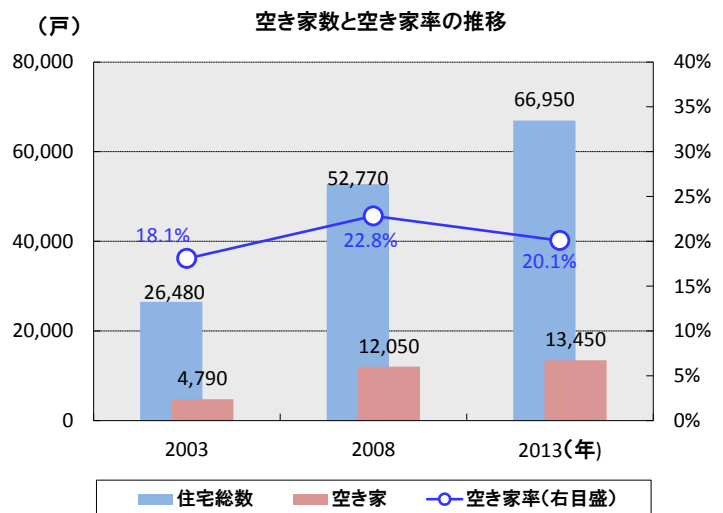
同地区の人口は2010（平成 22）年の49,644 人から2015（平成 27）年で49,115 人と約 500 人程度減少しています。

また、人口密度は43.2 人/ha で、2010（平成 22）年に比べて増加しています。これは、人口集中地区の面積が大幅に減少したことによるものです。



②空き家—戸数が増加

2013（平成 25）年の空き家数は13,450 戸あり、2008（平成 20）年からの5年間で1400 戸の増加となっています。住宅総数が増加したため、2013（平成 25）年の空き家率は、20.1%で、2008（平成 20）年より低下しています。



③地価動向—地価の下落傾向が続く

市内の主な商業地、住宅地における公示地価の推移を見ると、いずれの地点でも2008（平成 20）年に比べ、下落傾向が続いています。特に、国分駅周辺の都心部（霧島 5-1）で40%の減少となっています。

表 公示地価の推移

(円、%)

区分	商業地						住宅地					
	国分中央 3丁目56 1番3	福山町福 山字樗木 段5348 番10外	国分中央 5丁目70 8番6	溝辺町麓 字曲迫2 79番2	牧園町高 千穂字龍 石3865 番42	横川町中 ノ字後田 280番1	国分城山 町3770 番15	溝辺町麓 字原村1 261番1 5	横川町中 ノ字諏訪 987番2	牧園町三 体堂字下 原104番 2	隼人町内 山田1丁 目13番6	福山町福 山字樗木 段5290 番69
調査地点	霧島 5-1	霧島 5-2	霧島 5-3	霧島 5-4	霧島 5-6	霧島 5-8	霧島 -2	霧島 -4	霧島 -6	霧島 -9	霧島 -10	霧島 -12
2008年	145,000	20,500	74,500	54,800	29,000	31,000	39,000	26,000	19,600	9,500	50,000	18,000
2018年	87,000	14,400	51,400	37,100	18,800	16,500	27,700	17,200	11,800	7,200	34,000	12,600
増減率(%)	-40.0	-29.8	-31.0	-32.3	-35.2	-46.8	-29.0	-33.8	-39.8	-24.2	-32.0	-30.0

資料：国土交通省 土地総合情報システム

(4) 土地利用・開発動向

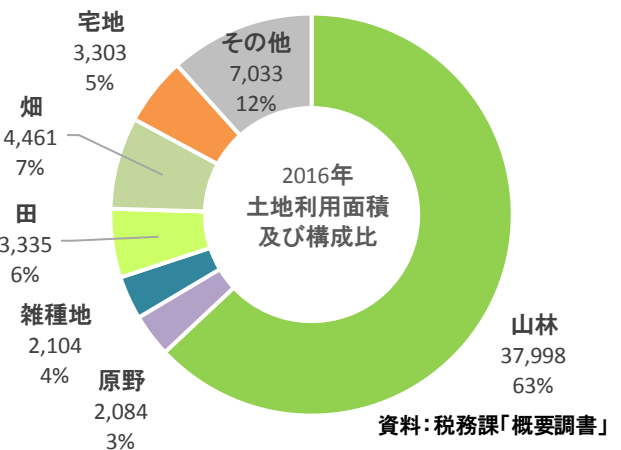
①土地利用

市域では63%が山林であり、農地(田畑)は13%、宅地は5%となっています。

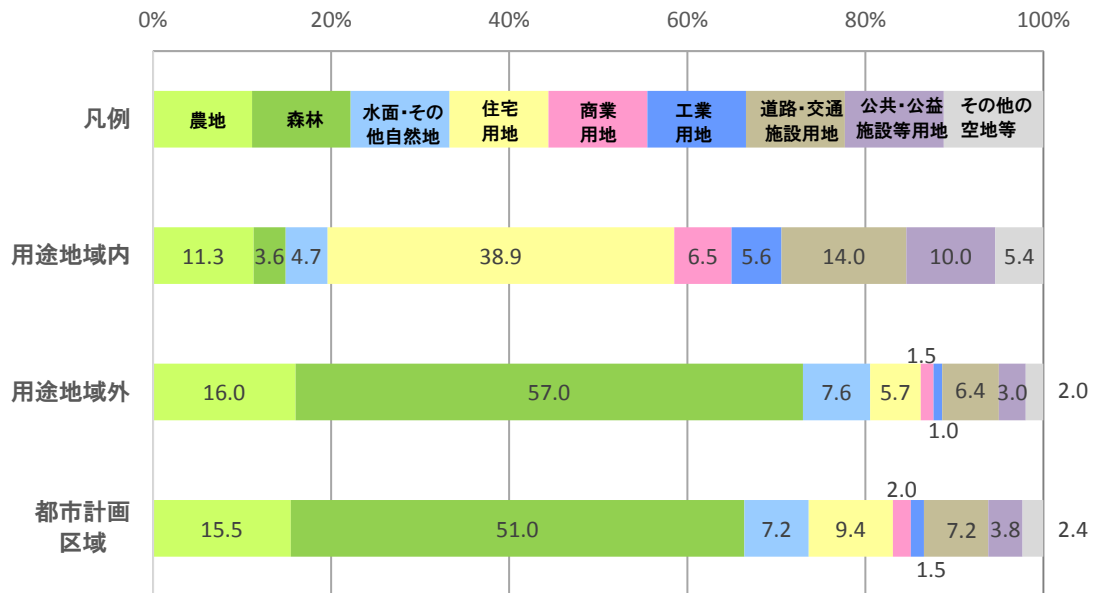
市域の約31%を占める都市計画区域内では、森林51.0%、農地15.5%と自然的土地利用が3分の2を占めています。

都市計画区域の約1割を占める用途地域内では、住宅、商業、工業などの都市的土地利用が80.4%を占めています。

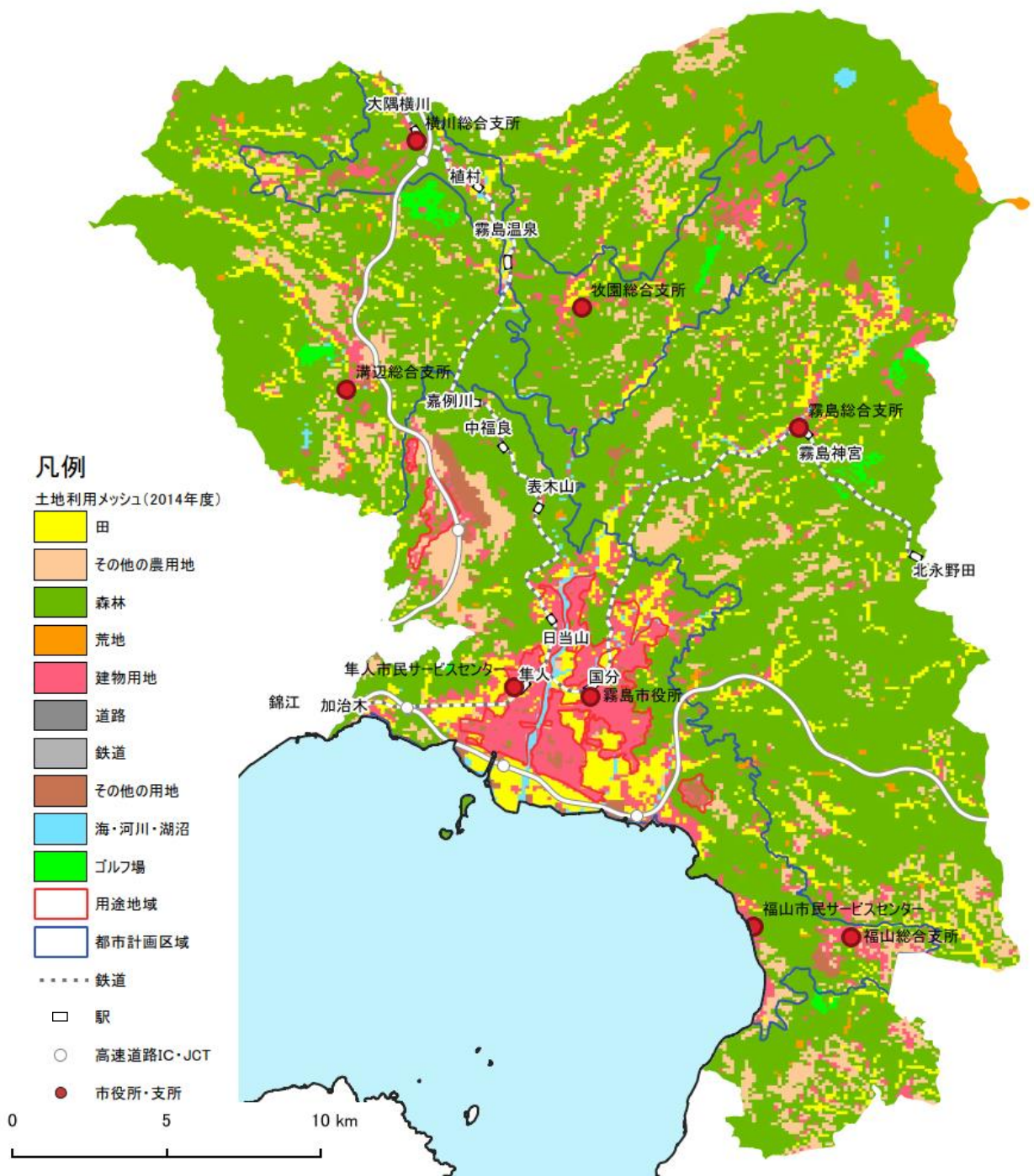
都市計画区域の約9割を占める用途地域外においても、都市的土地利用は19.4%を占めています。



土地利用構成 (2017年)



資料: 都市計画基礎調査(2017年度)



注)「その他の用地」は、空港、運動競技場、野球場、学校、港湾地区等

資料:国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ(国交省)

図 土地利用現況

②農地転用

2013(平成25)年から2017(平成29)年まで5カ年の農地転用は、2,053件、面積231.46haとなっています。

件数を見ると、宅地が886件と最も多く、次いでそのほかが784件となっています。

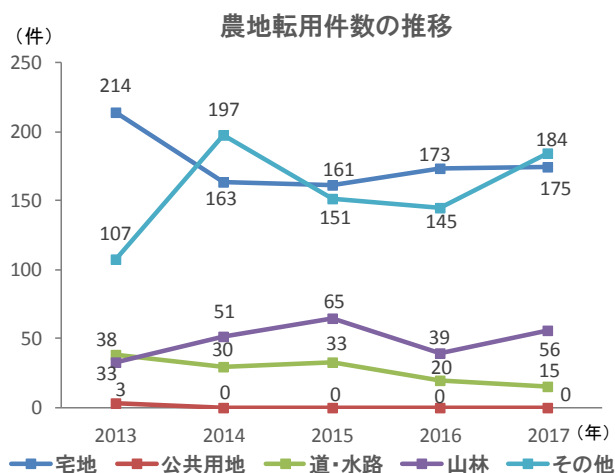
面積を見ると、そのほかが最も多く、2014(平成26)年に43.55haと突出しています。次いで宅地及び山林が多くなっています。

表 農地転用状況(2013～2017年の5カ年)

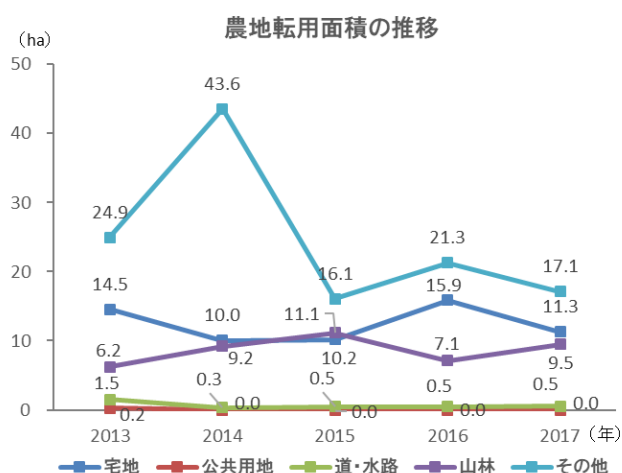
年	件数(件)						面積(ha)					
	総数	宅地	公共用地	道・水路	山林	その他	総数	宅地	公共用地	道・水路	山林	その他
2013	395	214	3	38	33	107	47.36	14.51	0.21	1.49	6.21	24.94
2014	441	163	0	30	51	197	63.21	10.01	0.00	0.33	9.23	43.55
2015	410	161	0	33	65	151	37.79	10.15	0.00	0.45	11.14	16.05
2016	377	173	0	20	39	145	44.70	15.89	0.00	0.45	7.11	21.25
2017	430	175	0	15	56	184	38.40	11.29	0.00	0.49	9.50	17.12
計	2,053	886	3	136	244	784	231.46	61.85	0.21	3.21	43.19	122.91

注)「その他」:農林漁業用施設用地、駐車場・資材置き場、太陽光発電など

資料:農業委員会「農地の権利移動・借賃等調査」



資料:農業委員会「農地の権利移動・借賃等調査」



資料:農業委員会「農地の権利移動・借賃等調査」

(5) 都市交通

①道路ネットワーク

本市には、高規格幹線道路として、鹿児島市や福岡方面を結ぶ九州縦貫自動車道と宮崎方面を結ぶ東九州自動車道の2路線が整備されており、国道の10号、220号、223号、504号の4路線が本市中心部から放射状に伸びています。

また、主要地方道国分霧島線や栗野加治木線等が一般国道を補完するように配置されており、それら主要幹線道路相互や地域拠点を結ぶように一般県道が整備されています。

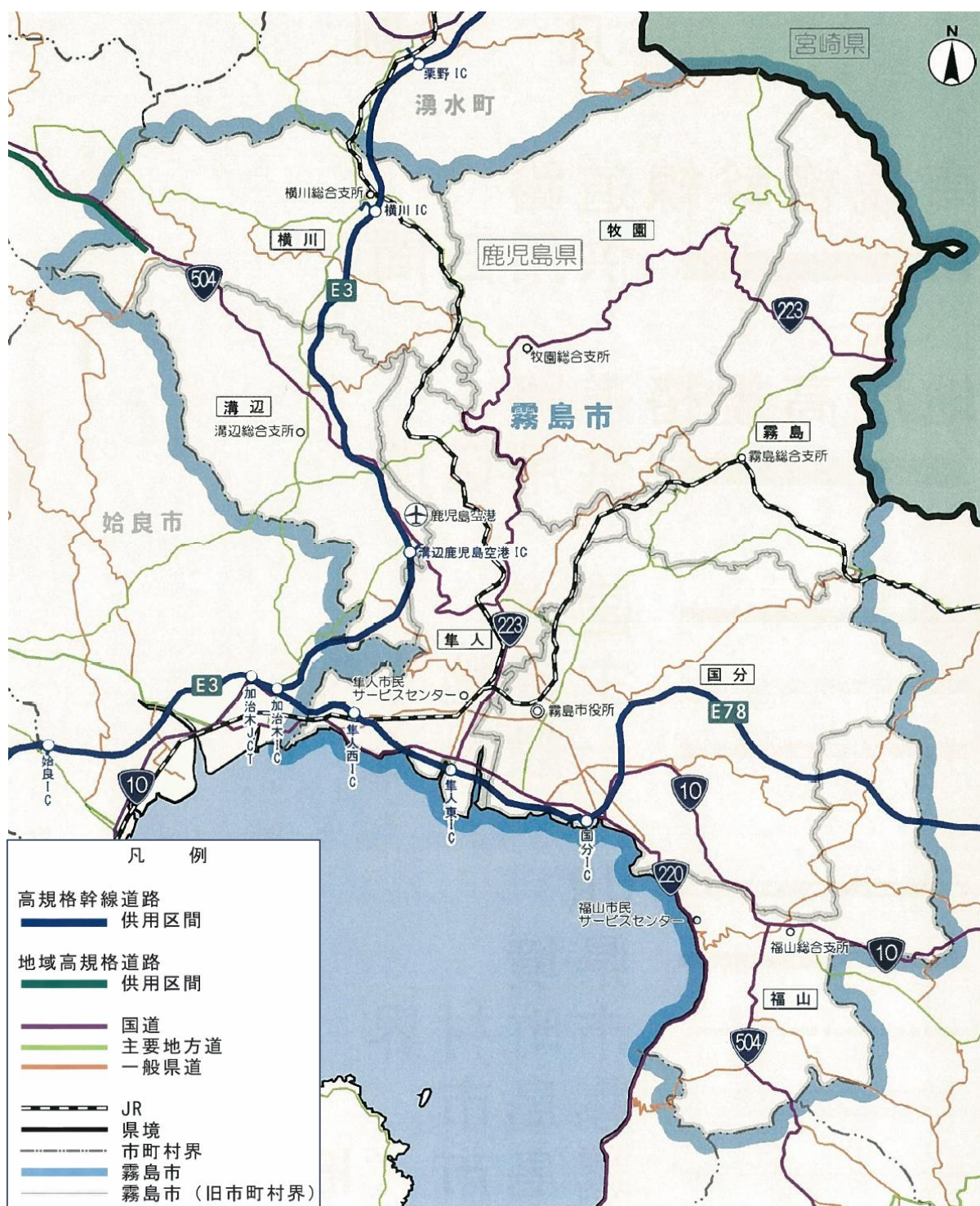


図 道路交通網

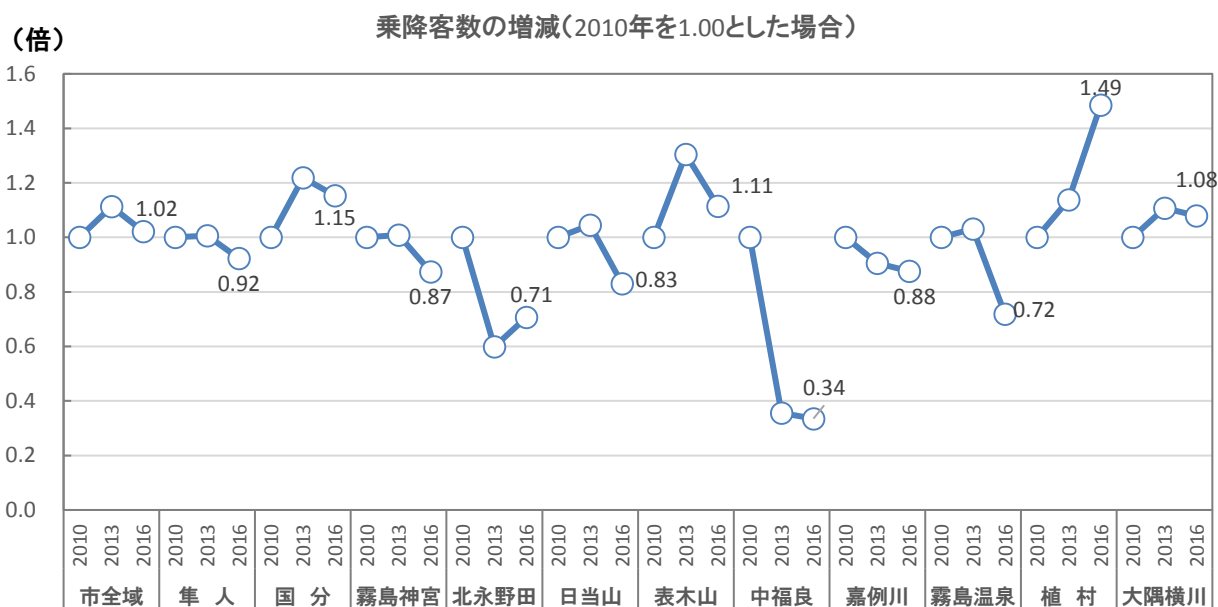
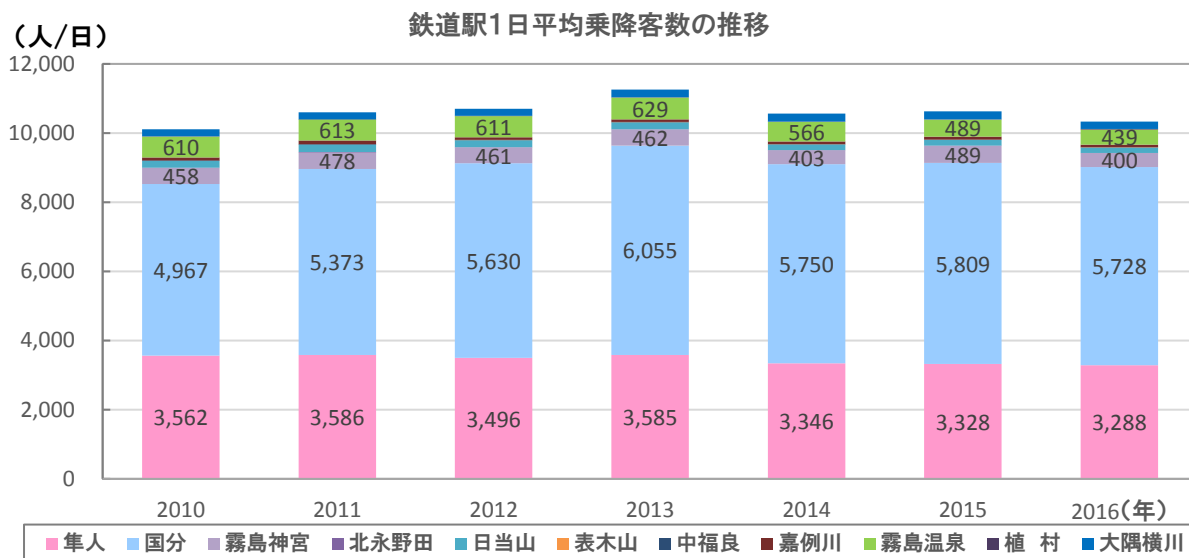
②公共交通ネットワーク

【鉄 道】

本市にはJR日豊本線及び肥薩線に計 11 箇所の駅が設置されています。

1 日平均乗降客数では、国分駅が約 5,700 人で最も多く、次いで隼人駅の約 3,300 人となっています

2010（平成 22）年と 2016（平成 28）年の乗降客数を比較すると、市全域では 1.02 とほぼ横ばいの状況です。国分、表木山、植村、大隅横川の 4 駅では増加していますが、残り 7 駅では減少傾向にあります。



【路線バス】

市内の路線バスは、主に溝辺地域及び横川地域を南国交通（株）が、国分地域、隼人地域、牧園地域、霧島地域及び福山地域を鹿児島交通（株）が運行しています。また、霧島神宮～都城間を（有）高崎観光バスが運行しています。

主要交通拠点である鹿児島空港、国分駅及び隼人駅と接続する路線が多数運行されています。

県立福山高等学校、県立霧島高等学校及び市立牧園中学校等、児童生徒の通学便としても利用されている路線が多数運行されています。

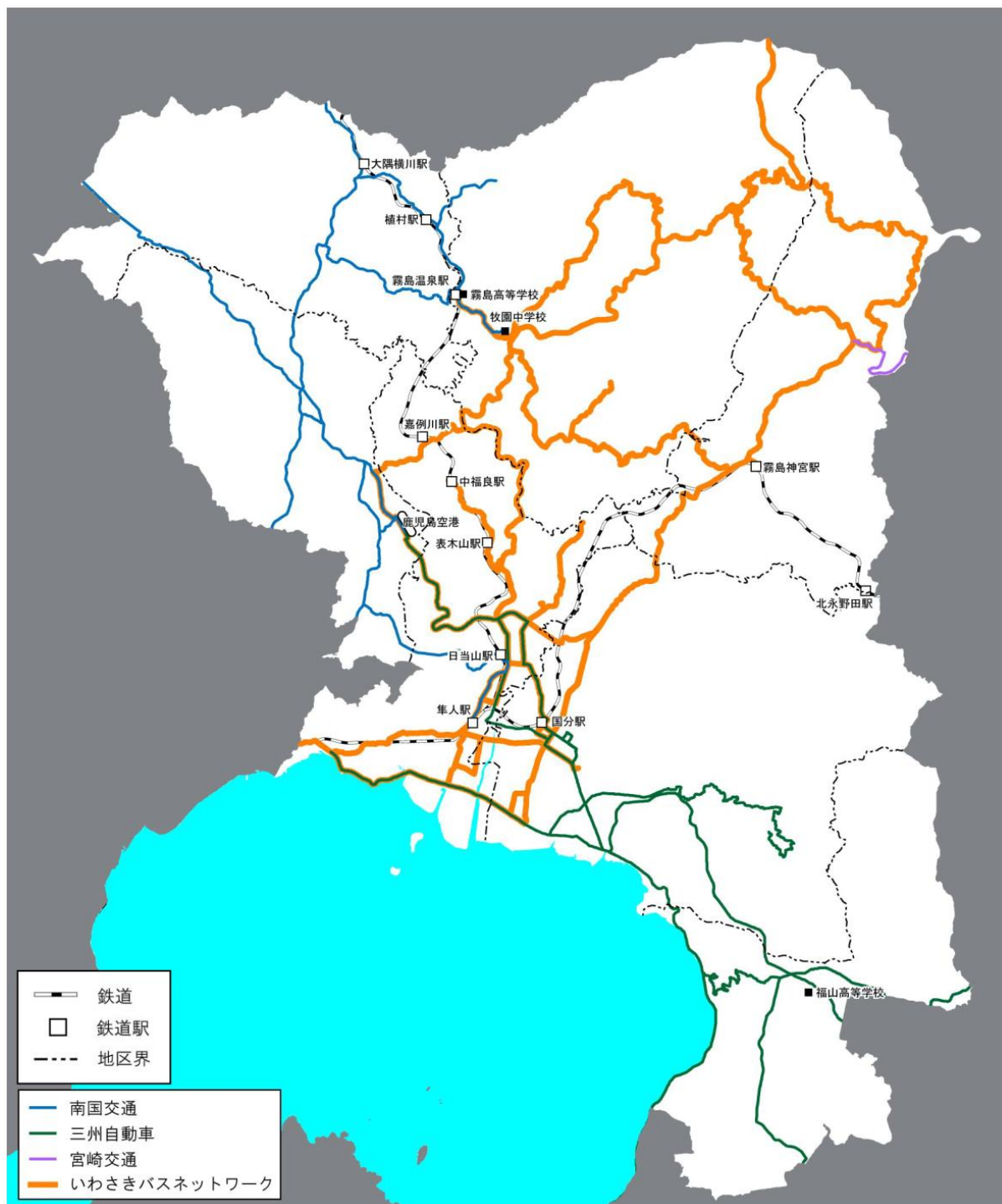


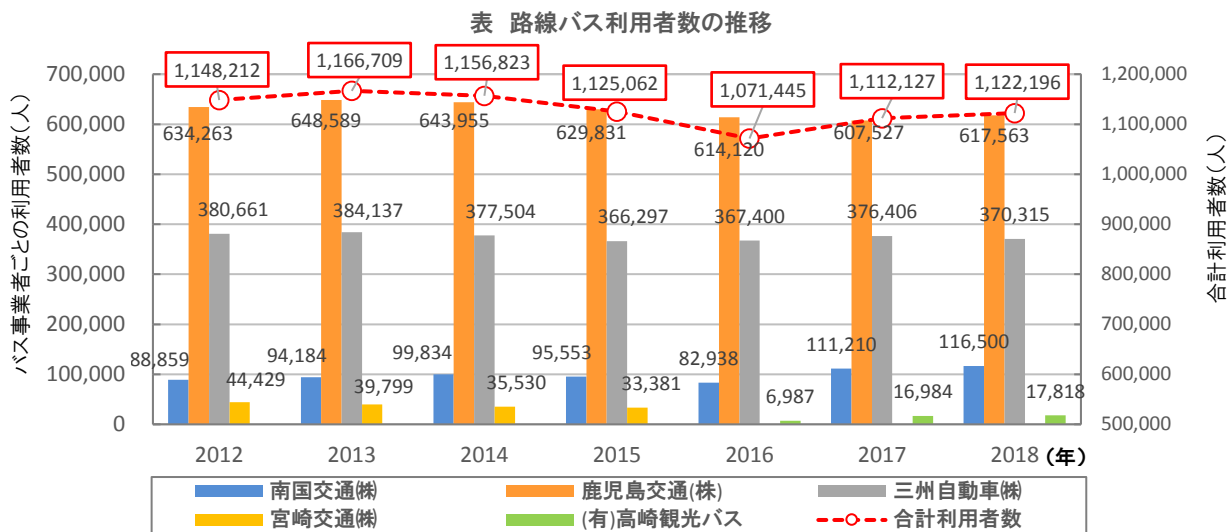
図 路線バス運行状況

資料：霧島市地域公共交通網形成計画(2017年3月)

※いわさきバスネットワーク(株)は2017年3月30日、三州自動車(株)は2018年3月30日に鹿児島交通(株)にそれぞれ事業譲渡

※宮崎交通(株)は2017年4月1日に(有)高崎観光バスに運行を移管

利用者数の推移を見ると、鹿児島空港を起点とするルートを行う南国交通（株）では増加傾向ですが、都市部と中山間部を網羅するルートを行う鹿児島交通（株）、三州自動車（株）では、減少傾向が続いています。



資料：霧島市データ

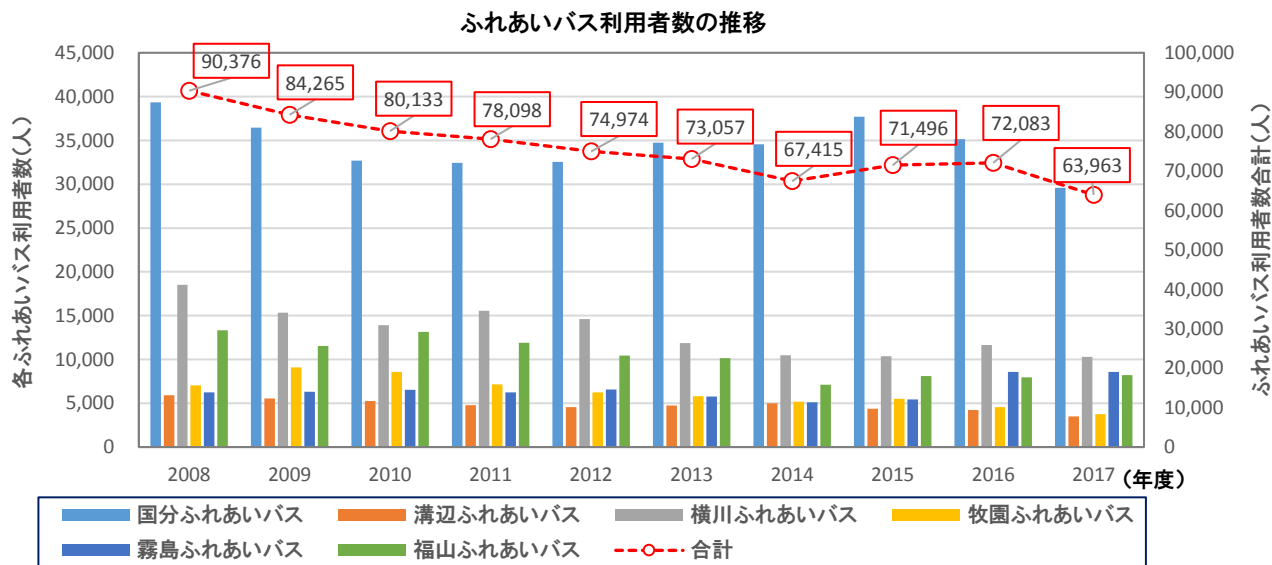
※いわさきバスネットワーク(株)は2017年3月30日、三州自動車(株)は2018年3月30日に鹿児島交通(株)にそれぞれ事業譲渡
 ※宮崎交通(株)は2017年4月1日に(有)高崎観光バスに運行を移管

【ふれあいバス】

国分地域、横川地域、牧園地域及び霧島地域では、合併以前からのコミュニティバスを引き継ぎ運行しており、2008（平成20）年4月からは溝辺地域、福山地域においても運行を開始しました。

ふれあいバスは、交通空白地域や交通不便地域の交通弱者等の移動手段を確保することを主な目的とし、区内交通の充実を図るため、各地区の拠点施設を基点とした運行ルートを設定しています。隼人地区は「市街地循環バス」を運行しているため、ふれあいバスは運行していません。

推移を見ると、ふれあいバスの利用者は減少傾向にあります。



資料：霧島市データ

【市街地循環バス】

合併前の隼人町において、「隼人巡回バス」として運行していましたが、2008（平成 20）年度から国分地区まで路線延長を行い、「市医療センター～隼人駅～浜之市～国分駅～市医療センター」を基本に、鹿児島交通（株）が1日19便を運行しています。利用者数は、2018（平成 30）年は約3万人で、減少傾向となっています。

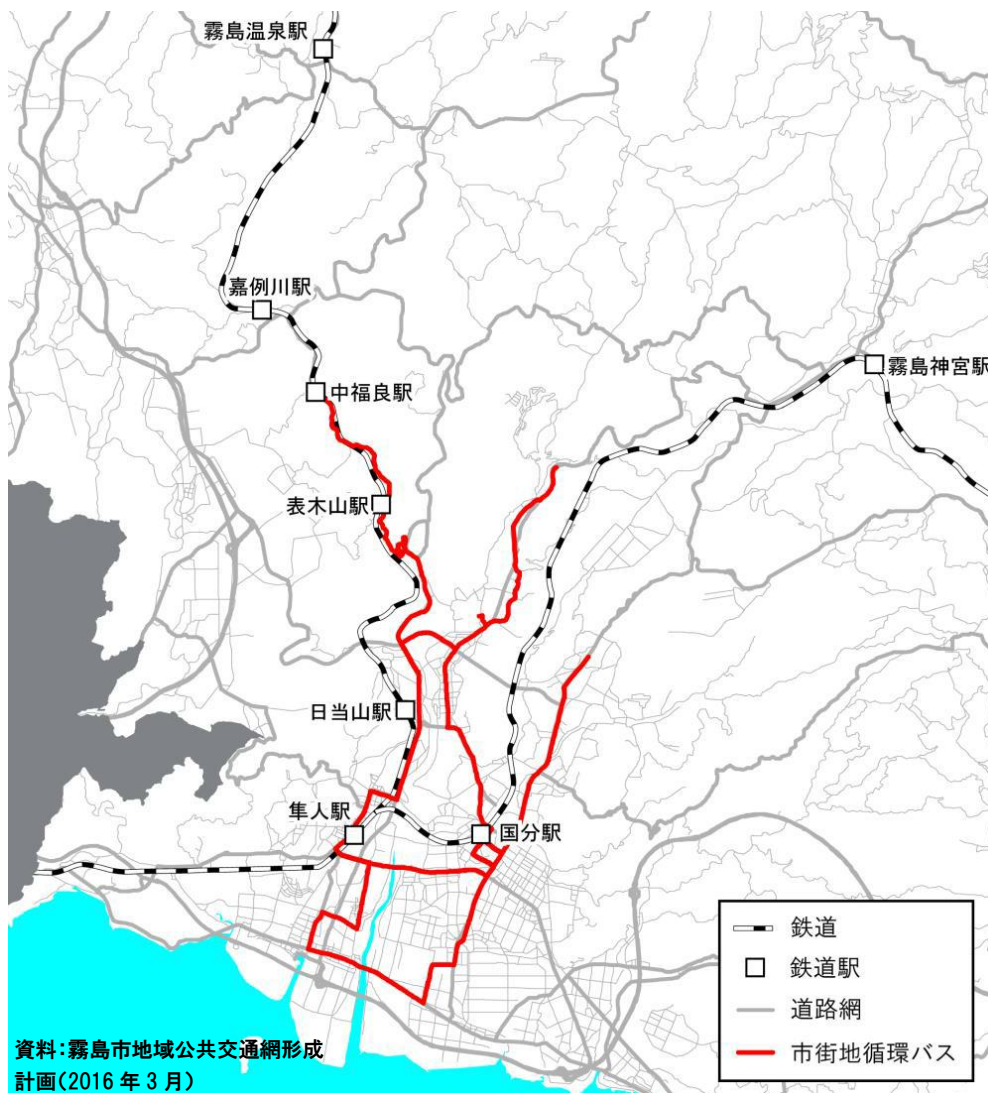
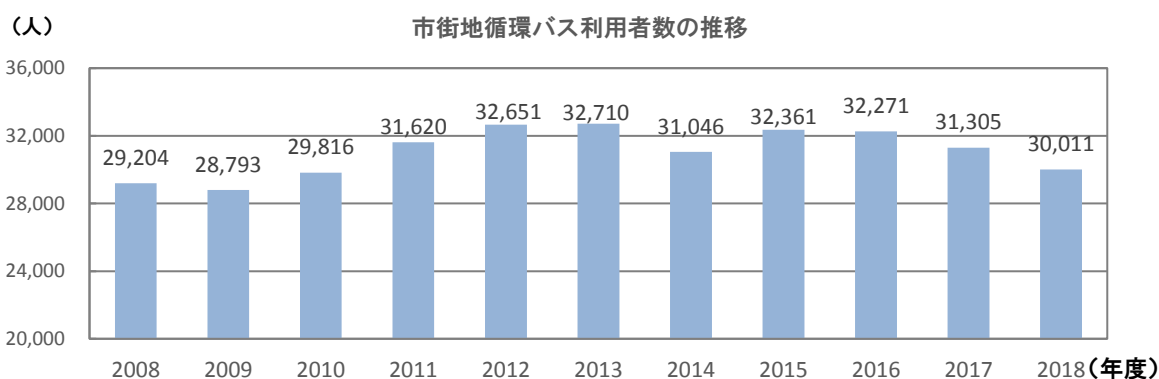


図 市街地循環バス運行ルート



注)各年度 10月1日～9月30日の利用者数

資料：霧島市データ

(例:2017年度=2017年10月1日～2018年9月30日)

(5) 都市施設

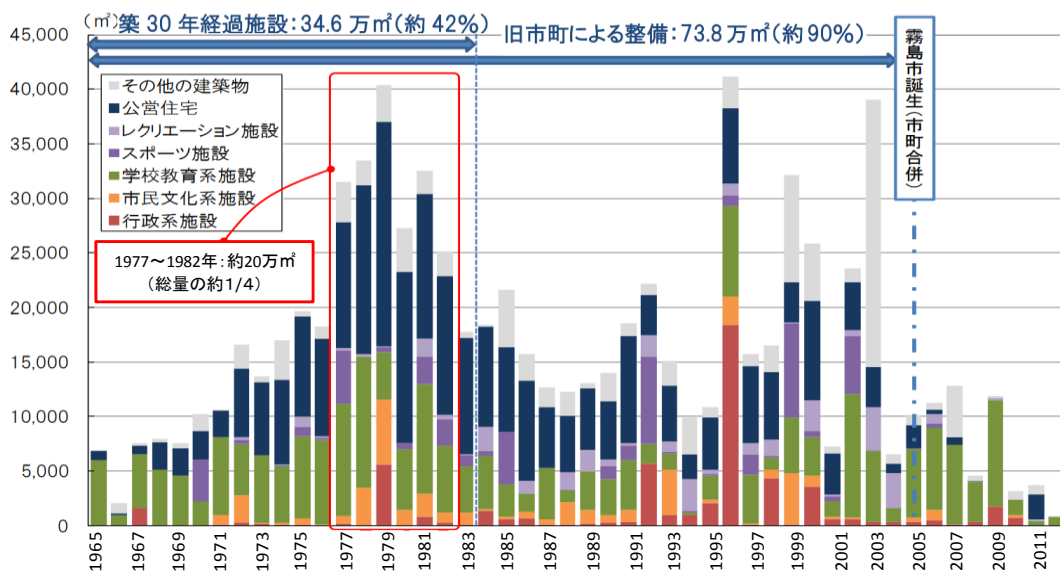
①公共施設、インフラ施設の老朽化が進行

公共施設は主に1977(昭和52)年から1982(昭和57)年にかけての整備が約20万㎡あり、総量の1/4を占めています。施設の一部では、老朽化が進んでおり、大規模改修や建替えが必要になることが予想されます。

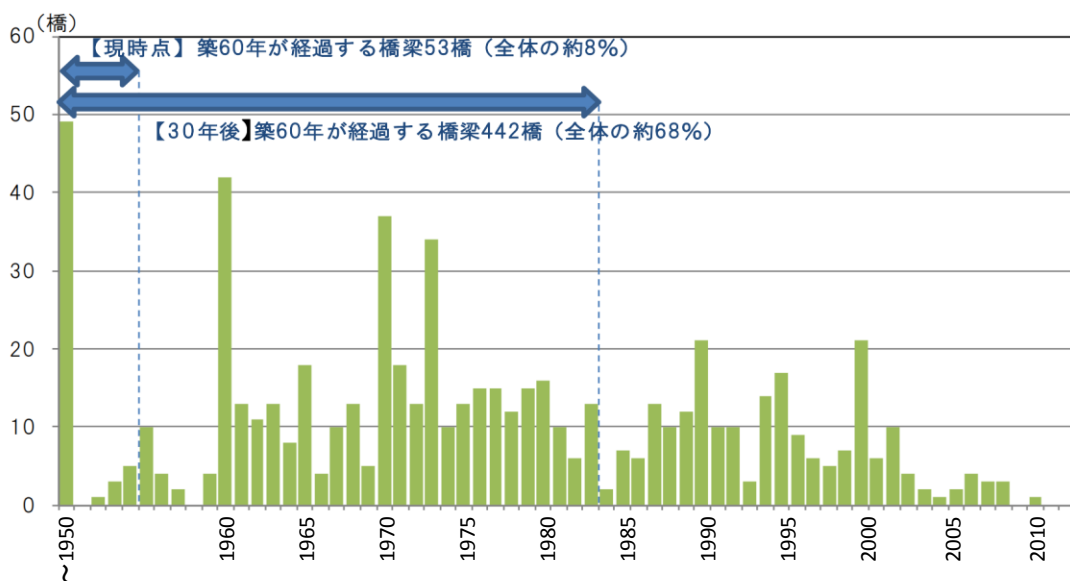
また、土木インフラも老朽化が進んでおり、特に橋梁や水道施設では20年後、30年後に耐用年数を超える施設が半数を占めることになります。

このため、霧島市公共施設管理計画に基づき、公共施設やインフラ施設の計画的な維持管理の推進が必要になっています。

整備年次別の用途別総延床面積



橋梁の年度別整備状況

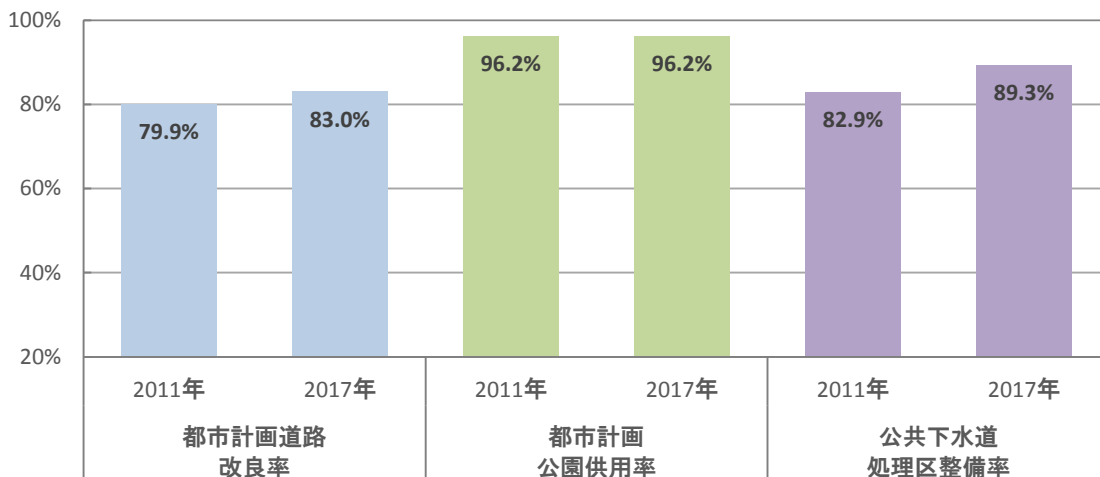


資料:霧島市公共施設管理計画(2015年3月)

②都市計画事業の進捗

本市の都市施設の整備状況は、都市計画道路（幹線道路）の整備は2011（平成23）年から2017（平成29）年の6年間で約3ポイント上昇しましたが、都市計画公園の供用率は変わらず、公共下水道は約6ポイントの上昇となっており、道路、下水道の整備事業は徐々に進んでいます。

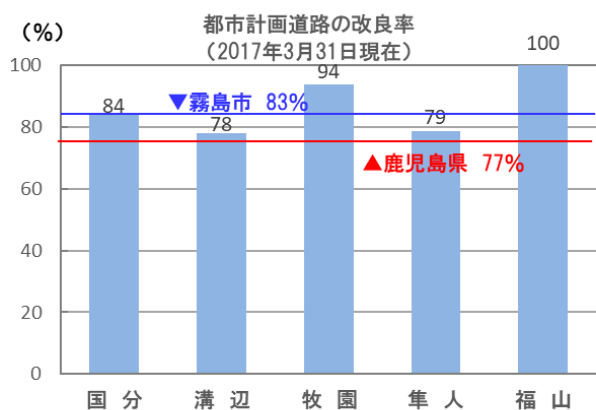
都市施設の整備進捗率



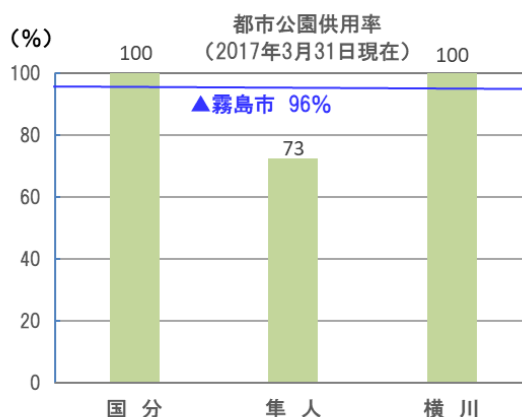
※都市計画公園のうち、霧島は計画面積と供用面積が同じとした。
 ※公共下水道処理区整備率＝整備面積÷事業認可面積

資料：都市計画基礎調査

地区別に見ると、都市計画道路の改良率は、溝辺、隼人が市平均を下回っていますが、県平均以上となっています。都市計画公園供用率は、国分、横川は100%ですが、隼人は73%にとどまっています。



資料：鹿児島県の都市計画2018



資料：都市計画基礎調査

公共下水道は、国分隼人処理区と高千穂処理区の2区域で事業が行われており、2017（平成29）年度末の普及率は国分隼人で38.5%、牧園で27.4%となっています。

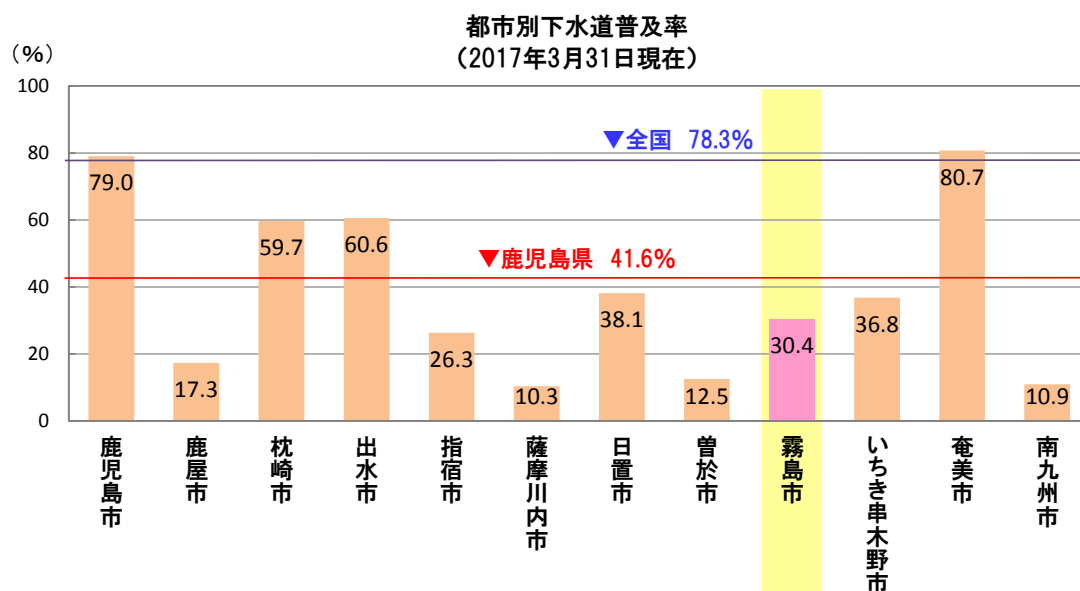
また、これらの区域の水洗化率は、国分隼人82.9%、高千穂71.9%となっています。高千穂処理区においては、非市街地の自然公園や農山漁村等で計画人口が概ね10,000人以下の特定環境保全公共下水道により事業が行われています。

都市別下水道普及率については、全国平均78.3%、県平均41.6%よりも下回っており、霧島市は30.4%となっています。

表 公共下水道の普及状況

処理区	行政内人口 A(人)	供用開始区 域内人口 B(人)	処理区面積 (ha)	普及率 B/A(%)	水洗化人 口C(人)	水洗化率 C/B(%)
国分隼人	97,268	37,495	836.8	38.5	31,101	82.9
高千穂	6,665	1,826	125.0	27.4	1,313	71.9

資料：下水道課「2018年3月末公共下水道事業実施状況表」



※全国は 東日本大震災の影響により福島県は調査対象外。

資料：鹿児島県の都市計画2018

(6) 都市防災

平成5年8月の集中豪雨においては県内のいたるところで甚大な浸水被害が発生し、本市においても例外でなく、被害が発生した。

また、本市は活火山である霧島火山群から海岸域に及ぶまで多様な地形を有し、眼前にあり現在も活発に活動している桜島の火山噴火や台風、洪水、高潮、地震、津波等による災害の発生が想定されています。

2018（平成30）年9月現在、本市における土砂災害（特別）警戒区域の指定は、警戒区域が1,642箇所、特別警戒区域が954箇所あり、県内でも鹿児島市、薩摩川内市に次いで、指定箇所数が多い都市となっています。

※ 鹿児島県ホームページ「土砂災害（特別）警戒区域の指定状況」による

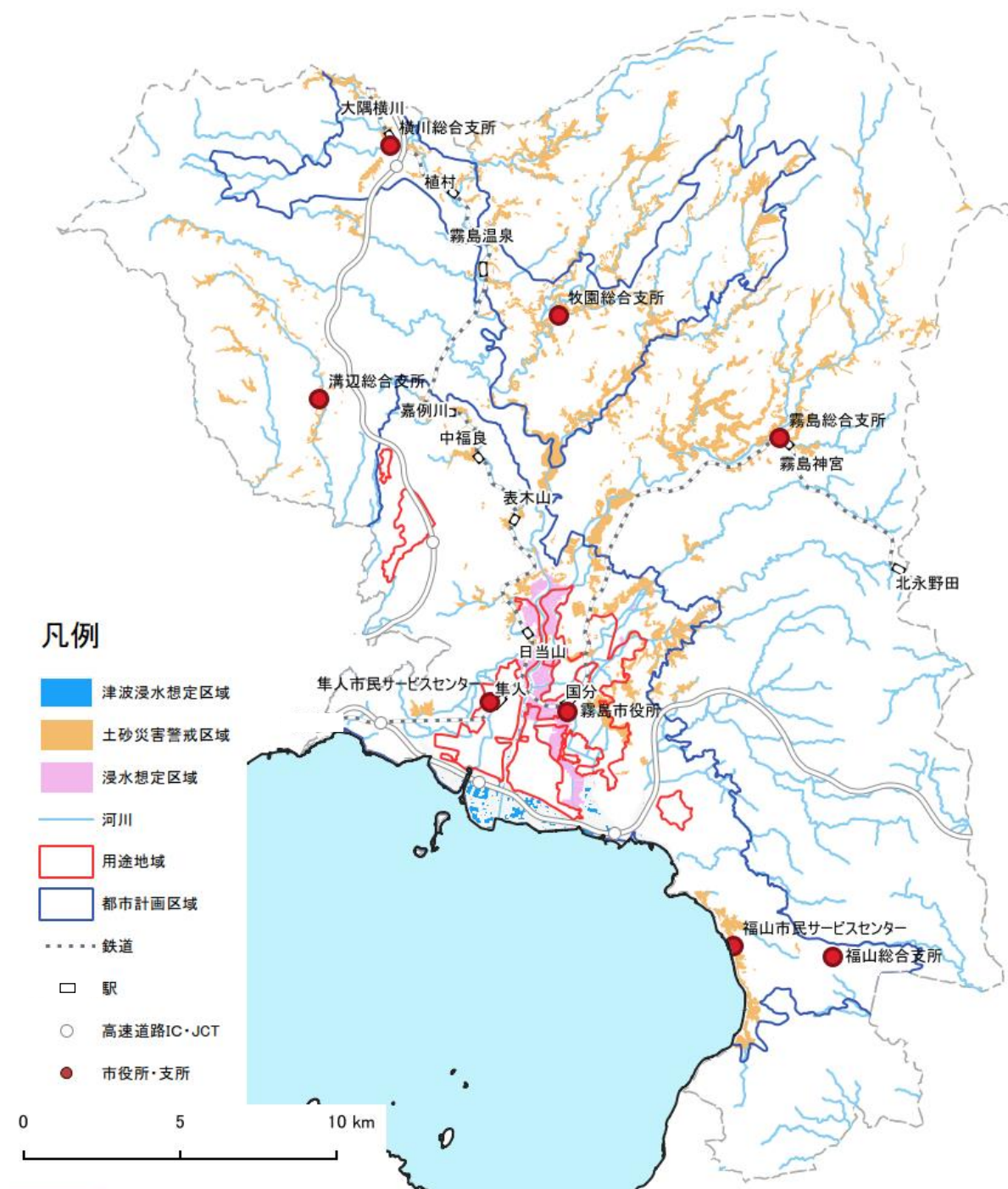


図 ハザード区域の状況

(7) 法適用状況

①都市計画区域・用途地域

本市の都市計画区域は、国分、溝辺、横川、牧園、隼人、福山の各地域にあり、合計面積は18,503ha、市域面積の約31%を占めています。国分、溝辺、隼人の各区域には、市土の約4%にあたる合計2,093.4haの用途地域（都市計画法第8条第1項第1号の用途地域）を定めています。

表 都市計画区域及び用途地域の面積(2017年4月1日現在)

区域名	都市計画区域面積 (ha)	用途地域面積(ha)												
		合計	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
国分	4,428	1,141.0	105.0	-	453.0	36.0	154.0	70.0	49.0	13.0	43.0	150.0	68.0	-
溝辺	1,328	206.4	-	-	28.0	-	112.0	14.0	13.0	-	5.4	34.0	-	-
横川	1,763	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
牧園	4,150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
隼人	5,386	746.0	86.4	9.8	174.6	16.5	237.9	39.0	41.5	43.3	57.1	3.0	36.9	-
福山	1,448	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	18,503	2,093.4	191.4	9.8	655.6	52.5	503.9	123.0	103.5	56.3	105.5	187.0	104.9	0.0

資料：都市計画現況調査

②農業振興地域

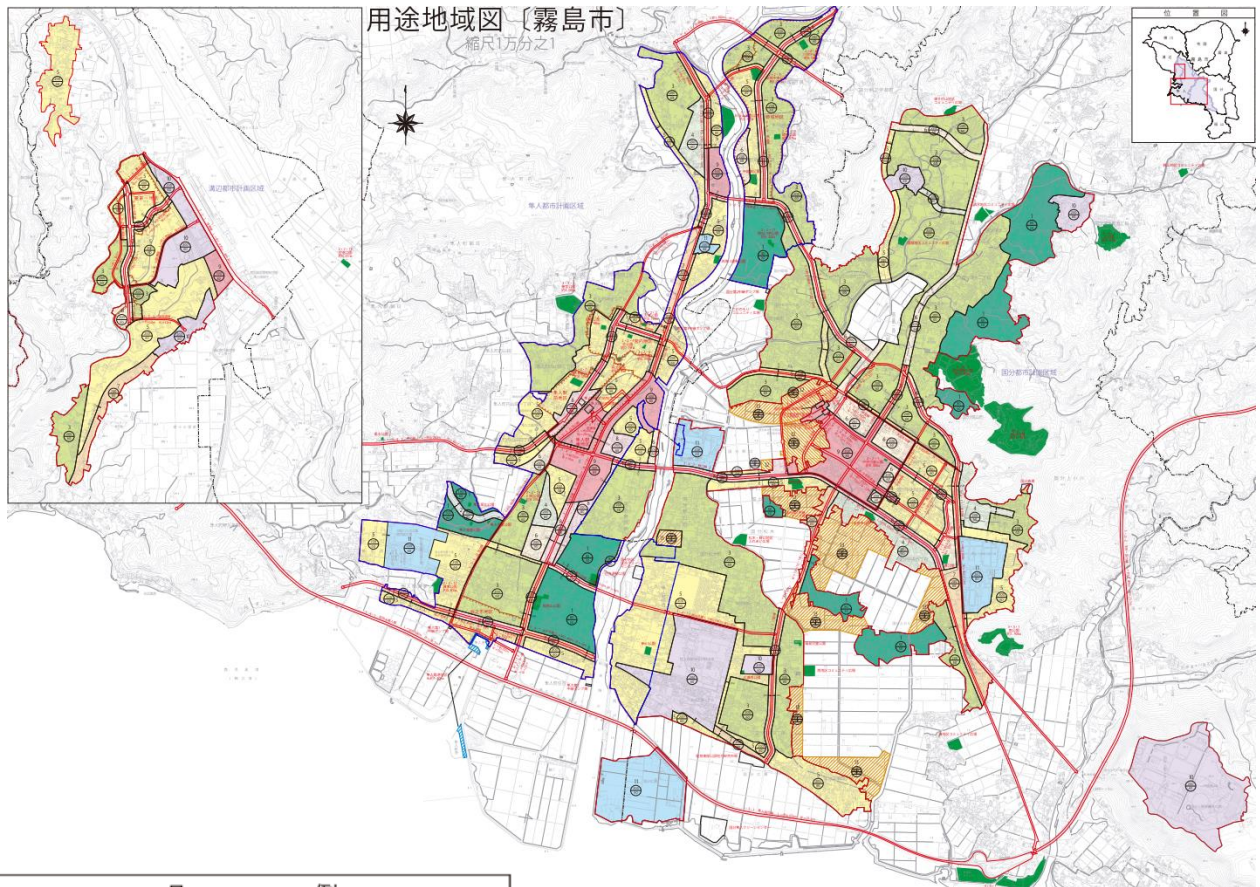
本市における農業振興地域の面積は2014（平成26）年1月現在46,666haで、市域面積の約77%にあたります。さらに、同地域内の農用地は7,182haであり、うち4,945haが、農業生産基盤の保全・整備・開発等を計画的に推進すべき土地として農用地区域に指定しています。

③地域計画対象民有林

本市では、国有林7,412ha、地域森林計画対象民有林33,461haの計40,873haが指定されています。また、水源のかん養及び土砂流出・土砂崩壊防備などの機能を発揮するため、保安林4,741haが指定されています。

④自然公園区域

霧島錦江湾国立公園の霧島地域・錦江湾地域に、市の一部が指定されています。

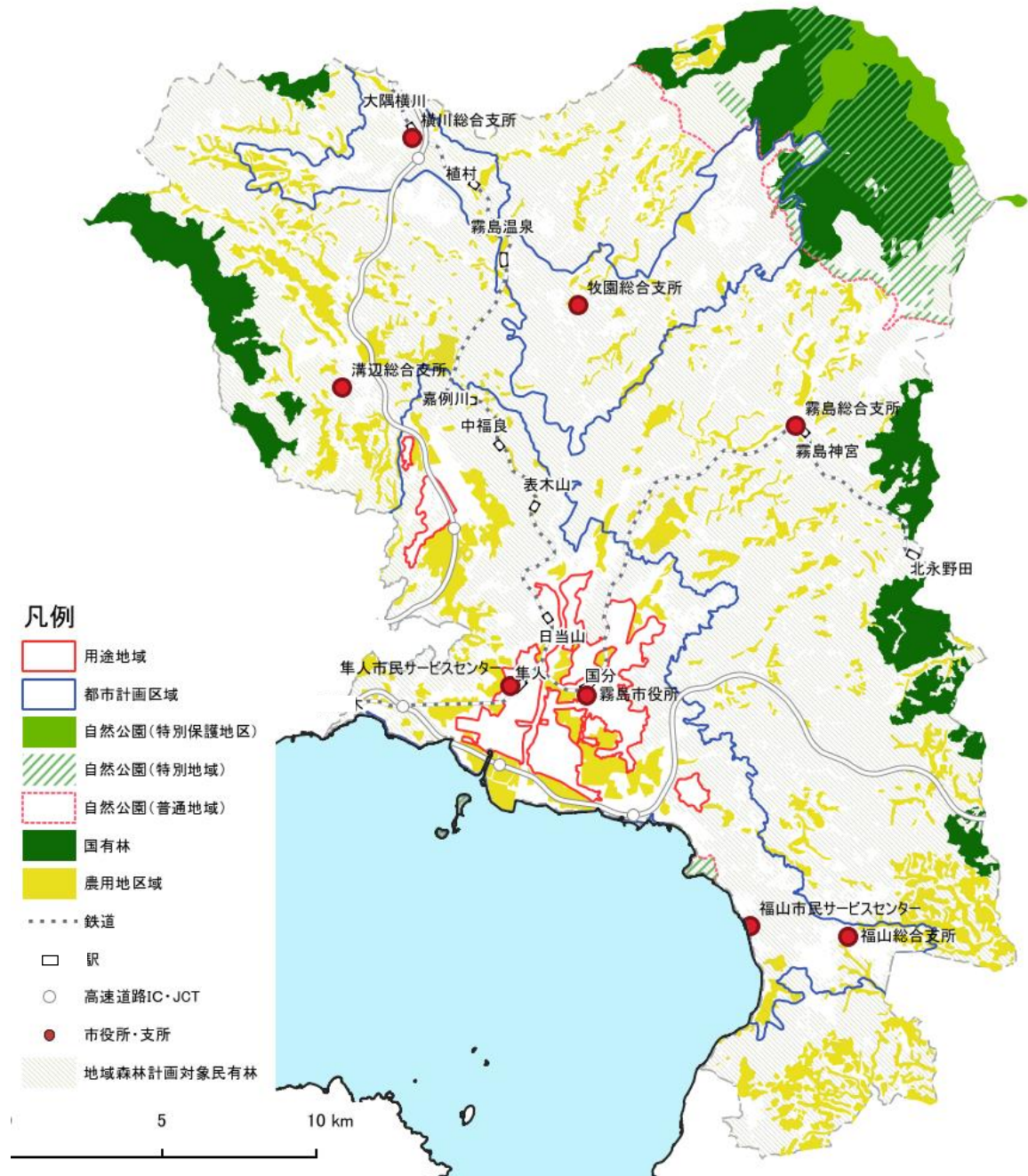


凡		例		
	用途地域名	整理番号	容積率%	建ぺい率%
	用途地域界			
	第1種低層住居専用地域	1	80 100	50 60
	第2種低層住居専用地域	2	80 100	50 60
	第1種中高層住居専用地域	3	200	60
	第2種中高層住居専用地域	4	200	60
	第1種住居地域	5	200	60
	第2種住居地域	6	200	60
	準住居地域	7	200	60
	近隣商業地域	8	200 300	80
	商業地域	9	400	80
	準工業地域	10	200	60
	工業地域	11	200	60
	上段は容積率 下段は建ぺい率			

凡		例	
	行政区域		
	都市計画区域		
	都市計画道路		
	都市公園		
	都市施設		
	土地区画整理区域		
	臨港地区		

凡		例	
	種別	整理番号	
	建築物形態規制地域	12	
	建築物形態規制地域	13	
			A~容積率、B~建ぺい率 C~容積率係数、D~道路斜線制限 E~隣地斜線制限

図 地域地区指定状況



資料:国土数値情報 森林地域、農業地域、都市地域 (国交省)

図 法指定状況

3. 上位関連計画の整理

(1) 第二次霧島市総合計画（基本構想・前期基本計画）

策定年月	2018（平成30）年3月		
目標年次	2027（令和9）年度		
基本構想	<p>◇基本理念「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」</p> <p>◇将来像「人にやさしく 人をはぐくむ 一人ひとりが輝きにぎわう多機能都市」</p> <p>◇政策目標</p> <p>政策1 産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり</p> <p>政策2 みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり</p> <p>政策3 誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり</p> <p>政策4 社会を生き抜く力と生涯を通じて学びあう力を育むまちづくり</p> <p>政策5 市民とつくる協働と連携のまちづくり</p> <p>政策6 信頼される行政経営によるまちづくり</p> <p>◇目標人口 2027（令和9）年度 127,000人</p>		
土地利用・都市施設整備に関する施策	政策1	地域経済を支える商工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・創業しやすい環境整備 ・地域特性を生かした商圏の充実
		強みを生かした企業誘致と雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致の推進
		活力ある農・林・水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・生産基盤の整備 ・農山漁村の振興
		地域特性を生かした観光の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の観光客の誘致 ・観光素材の創出と活用 ・利便性の高い観光地づくりの推進
		持続可能な地域公共交通ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な公共交通の連携の強化 ・バス交通の利便性向上と効率的運行
	政策2	人と自然が共生し快適で良好な生活環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全 ・大気・音環境の保全 ・水環境の保全 ・生物多様性の保全
		快適生活の基盤づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・良質な住環境の整備 ・道路ネットワークの構築と道路施設の維持 ・安全で良質な水の安定供給
		地域特性に応じた魅力ある空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域にあった土地利用の規制・誘導 ・公園・広場等の整備と適切な維持管理 ・良好な景観の形成 ・空き家対策の推進
		危機管理・防災力の充実と防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い防災基盤の整備と災害復旧対策の推進 ・火災の予防及び救急・救助体制の充実
		市民生活の安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全対策の推進 ・防犯対策の推進
	政策3	健康づくりの推進と医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な医療体制の充実と健康づくり拠点の整備
		住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の居住の安定の確保
	政策4	多様な学びを支援する社会教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと愛の高揚へつなげる文化財の保存・継承と活用
		スポーツを楽しむ環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の整備
	政策5	活力ある地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域の活動支援（小さな拠点づくり）
	政策6	持続可能な財政運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市有財産の適切な管理と利活用

(2) 霧島市地域公共交通網形成計画

策定年月	2016（平成28）年3月
計画期間	2016（平成28）年度から2019（令和元）年度までの4年間
基本方針	<p>霧島市が目指す“暮らしやすい・訪れたいまちづくり”に向け、高齢者や子育て世代、学生等の交通弱者にやさしい交通環境の実現と次世代に継承できる交通まちづくりを前提に、多くの人をまちに呼び込み、</p> <p>“誰もが分かりやすく、安心して外出（移動）できる”地域公共交通網の形成</p> <p>を目指す。</p>
計画目標	<p>①暮らしやすいまちづくりの実現に向けた、公共交通の見直し等による生活利便性の向上及び地域間連携の推進</p> <p>②訪れたいまちづくりの実現に向けた、公共交通の見直し等による国内外の観光客の観光周遊の促進</p> <p>③限られた資源・予算で最大限の効果を上げる、効率的・効果的な地域公共交通の運行</p> <p>④地域公共交通の持続的な運行のため、利用促進と需要創出に地域全体で取り組むことで、地域公共交通を「創り上げ、守り、育てる」気運の醸成を図る</p>
事業	<p>≪地域公共交通のサービス見直し≫</p> <p>①ふれあいバスのサービス見直し</p> <p>②路線バスのサービス見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異なる運行事業者の営業区域の枠を超えた新たなバス路線の共同運行（実証運行） ・「国分駅」及び新たな霧島市の玄関口となる「隼人駅」を拠点としたバスネットワークの効果的な見直し ・丸尾バス停を拠点とした観光客の観光回遊を促進する周遊バスサービスの導入 ・霧島市の拠点の1つであり鹿児島県の玄関口でもある「鹿児島空港」を拠点とした公共交通情報の発信強化 ・公共交通全体の利便性向上に向けた乗り継ぎ利便性の向上 <p>③市内主要JR駅のバリアフリー化</p> <p>④公共交通不便地域におけるコミュニティバスの実証運行</p> <p>≪地域公共交通の利用促進≫</p> <p>①公共交通啓発チラシや広報誌等の活用、地域公共交通の利用実態報告の検証</p> <p>②公共交通マップの作成</p> <p>③交通結節点となるバス停の新設や改善など</p> <p>④住民座談会等を通じた直接的コミュニケーションによる利用促進活動の実施</p> <p>⑤公共交通に関する総合的な情報発信・PR強化</p> <p>⑥モビリティ・マネジメント・プログラムの実施</p> <p>⑦ICTを活用した効率的な公共交通情報の提供の検討・実施</p> <p>⑧他機関との連携</p>

(3) 霧島市公共施設管理計画

策定年月	2015（平成 27）年 3 月	
対象期間	2015（平成 27）年度からの 40 年間（5 年ごとの見直し）	
都市施設に関わる基本方針	＜公共施設＞	
	①地区の特性に応じた取組の推進	○地区の将来像を見据えた公共建築物の役割の明確化および計画の策定 ○市民・有識者等の参画による計画の推進
	②ニーズの変化に対応した適切なサービスの提供	○ニーズの把握 ○効果的な手法の検討・実施 ○見直しに伴う市民への影響の把握・対応
	③維持管理や更新コストの縮減	○施設保有量の見直し・適正化（総量縮減） ○施設の維持補修に係る方針の見直し（長寿命化の推進） ○施設運営の見直し（財源確保） ○ライフサイクルコストの縮減や平準化を着実に進める方策の検討（維持管理業務効率化）
	④市民との協働・民間活力の活用	○市民団体、地域住民との協働 ○受益者負担の適正化 ○民間活力の活用 ○民間施設の活用 ○民間サービスの誘致 ○財源確保のための取組 ○発注方法や長期包括契約など契約上の工夫の整理
	⑤総合的な取組の推進	○推進体制の強化 ○庁内連携の強化
	＜土木・インフラ施設＞	
	①長寿命化等の推進	○適切な点検・診断等による健全なインフラの維持 ○財政運営の方向性を踏まえつつ、予防保全の考え方の導入によるライフサイクルコストの縮減・平準化
	②市民との協働・民間活力の活用	○市民との協働によるインフラの安全性の確保及び快適な環境の創出 ○民間のノウハウ等の活用
	③維持管理手法の見直し	○維持管理に係る情報の蓄積・共有化・見える化 ○新技術等導入等による維持管理業務の効率化 ○使用料金の適正化による財源確保
④適切な管理水準及びサービス提供のあり方の検討	○将来の地域づくりの方向性を踏まえた管理のあり方に係る検討 ○代替施設によるサービス提供に係る検討	

公共建築物
(取組推進
に当たり留意すべきこと)

《市街地》

- 一定の範囲内に多くの施設が立地する市街地では、施設が保有する機能に着目した見直しを重点的に進め、**施設の廃止や複合化・多機能化等を推進**し、施設の総量縮減を図ります。特に**総量の多い公営住宅の廃止・除却を推進**します。
- 積極的に**民間活力の導入**を図ることで財源の確保を図っていきます。
- 施設の特性を踏まえ、幅広い世代、団体に開放することで、希薄化する市街地における地域コミュニティ活動の活性化を促すなど、地域づくりに資する取組を推進します。

《中山間地域》

- 人口減少・少子高齢化が進行する中山間地域では、地域実態や市民ニーズの変化に留意しつつ、施設が保有する機能に着目した見直しを進め、総量の縮減を進めます。
- 具体的には、地区の拠点となるエリア（以下、「地区の拠点」という。）を定め、**地区が保有すべき機能を地区の拠点に集約化**することで、地区全体の総量を縮減しながら最低限必要な公共建築物を保有し、サービスをできるかぎり維持していきます。

拠点の機能・役割イメージ

<p>コミュニティの拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の住民、多様な組織（地区自治公民館、子ども会、老人会、NPO法人等）、行政職員など、幅広い主体、年齢層の方々が、交流を図ることができる。 ・路線バス、ふれあいバス等の公共交通の待合所、放課後の児童と親の待ち合わせ場所、買物や通院後に立ち寄り一息つける場所など、地区の方々が滞留できる。 <p>(例：庁舎等のエントランスをサロンとして地域住民に開放したり、空きスペースを図書館・学習室・多目的スペースとして活用することで子どもからお年寄りまでが、日常的に触れ合う場を創出する等)</p>
<p>生活サービスの拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーマーケット等の買物施設、医療機関・病院、金融機関等、生活に必要な施設が歩いて動ける範囲内に立地し、自動車を自由に使えない高齢者等でも拠点を訪れることでこれらの必要なサービスを楽しむことができる。
<p>交通の拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車を自由に使えない高齢者等が、地区の拠点と周辺部を移動する手段を確保するとともに、市街地又は近隣市とを結ぶ交通結節点としての役割を担う。

《相互連携の推進》

- 市街地、中山間地域それぞれが課題解決に取り組みながら、**1つの拠点では確保できない機能は、複数の拠点又は市全体として補完していく**ことを目指します。
- 必要に応じて移動手段を検討することなどにより、施設の共有、集積、相互利用、地区や近隣市町の境界を越えた連携・交流、国や県との役割分担などを推進していきます。
- 市民のニーズを的確に把握して提供するサービスを不断に見直すほか、全庁横断的な取組として柔軟に対応します。

土木インフラ（取組推進に当たって留意すべきこと）

- 一部の土木インフラについては、地区・地域によって整備状況が異なり、今後必要な整備を計画的に推進していきますが、人口動態の推移、ニーズの変化、維持管理や更新に係るコスト負担の増大等を見据え、必要に応じて整備計画の見直しを行います。
- 個々の土木インフラの維持管理等は、それぞれの所管課が、健全性の維持やライフサイクルコストの縮減等を目的として策定された長寿命化計画等に基づき推進していきますが、直面する課題等はそれぞれ共通する側面もあることから、本市の公共施設マネジメントの企画・調整を担当する事務局及び所管課等を中心にして、庁内横断的にその対応方策を検討していきます。なお、手法においては効率性を念頭に検討を行います。
- 土木インフラの管理を効率的かつ適切に行うため、現状や課題、今後必要とされる取組等をわかりやすく伝え、更なる市民の理解や信頼の構築を図り、市民や地域、企業等との連携を強化していきます。

(4) 霧島市景観計画

策定年月	2012（平成24）年9月																					
景観形成の目標・基本方針	<p>目標 「大自然と人の営みがつくる 地域魅力の織りなす美しい霧島市」</p> <p>方針Ⅰ 霧島市固有の大地の美しさを感じられる景観形成</p> <p>方針Ⅱ 自然と調和した心地よさを感じられる魅力ある市街地景観形成</p> <p>方針Ⅲ 豊かさと温もりを感じられる色彩豊かな景観形成</p> <p>方針Ⅳ 歴史・文化を未来へつなぐ景観形成</p> <p>方針Ⅴ 住民や地域が主体となった景観形成</p>																					
区分別方針	<p>＜景域＞</p> <table border="1" data-bbox="379 517 1390 1238"> <tr> <td data-bbox="379 517 708 696"> まちの景域 （市の中心となる市街地とともに、水田や天降川などの緑ある、まちの景観が見られるエリア） </td> <td data-bbox="708 517 1390 696"> <ul style="list-style-type: none"> ・天降川等の水辺や周囲に広がる緑と調和したまともありある市街地景観の形成を図ります。 ・特に、商業・業務施設が集積する地域では、まちを歩く歩行者からの目線を意識した賑わいを感じられるまちなみの形成を図ります。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 696 708 842"> 里の景域 （彩り豊かな農地と集落、里山や樹林地からなる里の景観が見られるエリア） </td> <td data-bbox="708 696 1390 842"> <ul style="list-style-type: none"> ・農の営みとともにある穏やかな田園景観を保全するとともに、季節の移り変わりとともに彩りを変える美しさを身近に感じられる景観形成を図ります。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 842 708 983"> 山の景域 （活火山である霧島連山をはじめ、豊かで力強い自然景観が見られるエリア） </td> <td data-bbox="708 842 1390 983"> <ul style="list-style-type: none"> ・樹林地をはじめとした豊かな自然環境を保全しつつ、水と緑からなる自然景観を阻害しない景観形成を図ります。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 983 708 1126"> 平地の景域 （広がりのある平野と、緑で覆われた崖線のある、平地の景観が見られるエリア） </td> <td data-bbox="708 983 1390 1126"> <ul style="list-style-type: none"> ・大地が創り出した地形的な特徴を活かした景観の保全・形成を図ります。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1126 708 1238"> 錦江湾沿いの景域 （錦江湾の海辺に面するエリア） </td> <td data-bbox="708 1126 1390 1238"> <ul style="list-style-type: none"> ・海とそこに浮かぶ桜島・神造島、緩やかに湾曲する海岸線と調和した広がりのある景観の保全・形成を図ります。 </td> </tr> </table> <p>＜軸・ルート＞</p> <table border="1" data-bbox="379 1279 1390 2078"> <tr> <td data-bbox="379 1279 708 1397"> 河川景観軸 <ul style="list-style-type: none"> ・天降川沿川 ・霧島川沿川 </td> <td data-bbox="708 1279 1390 1397"> <ul style="list-style-type: none"> ・上流から下流まで、清流とともに創り出されている美しい水辺の景観の保全・形成を図るとともに、水辺に親しむ視点場等の整備を推進します。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1397 708 1574"> 鉄道ルート <ul style="list-style-type: none"> ・JR 日豊本線 ・JR 肥薩線 </td> <td data-bbox="708 1397 1390 1574"> <ul style="list-style-type: none"> ・沿線地域を中心に官民一体となり、日常的な利用者には季節の変化を、来訪者には地域の「おもてなしの心」が感じられる車窓からの見え方に配慮した景観形成に取り組み、本市の多様な景観を通じた地域の魅力発信に努めます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1574 708 1693"> 回遊ルート <ul style="list-style-type: none"> ・国道 223 号 ・県道国分霧島線 </td> <td data-bbox="708 1574 1390 1693"> <ul style="list-style-type: none"> ・美しく雄大な自然景観や季節の変化を体感できる重要なルートとして、沿道及び周囲の自然や地域資源を活かした景観の保全・形成を図ります。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1693 708 1839"> 錦江湾沿いルート <ul style="list-style-type: none"> ・東九州自動車道 ・国道 10 号 ・国道 220 号 </td> <td data-bbox="708 1693 1390 1839"> <ul style="list-style-type: none"> ・錦江湾や桜島への眺望及び本市の地形が生み出す特徴的な景観を連続的に見ることのできる重要なルートとして、沿道及び周囲の自然や地域資源を活かした景観の保全・形成を図ります。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1839 708 2078"> 歴史の道ルート <ul style="list-style-type: none"> ・城山 1 号線 ・御里～国分高校前線 ・県道日当山敷根線 ・参宮 2 号線 ・参宮 1 号線 ・神宮～内山田線 </td> <td data-bbox="708 1839 1390 2078"> <ul style="list-style-type: none"> ・地域固有の歴史を今に伝える重要なルートとして、沿道及び周囲の歴史的な地域資源を活かした景観形成を図ります。 </td> </tr> </table>		まちの景域 （市の中心となる市街地とともに、水田や天降川などの緑ある、まちの景観が見られるエリア）	<ul style="list-style-type: none"> ・天降川等の水辺や周囲に広がる緑と調和したまともありある市街地景観の形成を図ります。 ・特に、商業・業務施設が集積する地域では、まちを歩く歩行者からの目線を意識した賑わいを感じられるまちなみの形成を図ります。 	里の景域 （彩り豊かな農地と集落、里山や樹林地からなる里の景観が見られるエリア）	<ul style="list-style-type: none"> ・農の営みとともにある穏やかな田園景観を保全するとともに、季節の移り変わりとともに彩りを変える美しさを身近に感じられる景観形成を図ります。 	山の景域 （活火山である霧島連山をはじめ、豊かで力強い自然景観が見られるエリア）	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林地をはじめとした豊かな自然環境を保全しつつ、水と緑からなる自然景観を阻害しない景観形成を図ります。 	平地の景域 （広がりのある平野と、緑で覆われた崖線のある、平地の景観が見られるエリア）	<ul style="list-style-type: none"> ・大地が創り出した地形的な特徴を活かした景観の保全・形成を図ります。 	錦江湾沿いの景域 （錦江湾の海辺に面するエリア）	<ul style="list-style-type: none"> ・海とそこに浮かぶ桜島・神造島、緩やかに湾曲する海岸線と調和した広がりのある景観の保全・形成を図ります。 	河川景観軸 <ul style="list-style-type: none"> ・天降川沿川 ・霧島川沿川 	<ul style="list-style-type: none"> ・上流から下流まで、清流とともに創り出されている美しい水辺の景観の保全・形成を図るとともに、水辺に親しむ視点場等の整備を推進します。 	鉄道ルート <ul style="list-style-type: none"> ・JR 日豊本線 ・JR 肥薩線 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿線地域を中心に官民一体となり、日常的な利用者には季節の変化を、来訪者には地域の「おもてなしの心」が感じられる車窓からの見え方に配慮した景観形成に取り組み、本市の多様な景観を通じた地域の魅力発信に努めます。 	回遊ルート <ul style="list-style-type: none"> ・国道 223 号 ・県道国分霧島線 	<ul style="list-style-type: none"> ・美しく雄大な自然景観や季節の変化を体感できる重要なルートとして、沿道及び周囲の自然や地域資源を活かした景観の保全・形成を図ります。 	錦江湾沿いルート <ul style="list-style-type: none"> ・東九州自動車道 ・国道 10 号 ・国道 220 号 	<ul style="list-style-type: none"> ・錦江湾や桜島への眺望及び本市の地形が生み出す特徴的な景観を連続的に見ることのできる重要なルートとして、沿道及び周囲の自然や地域資源を活かした景観の保全・形成を図ります。 	歴史の道ルート <ul style="list-style-type: none"> ・城山 1 号線 ・御里～国分高校前線 ・県道日当山敷根線 ・参宮 2 号線 ・参宮 1 号線 ・神宮～内山田線 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域固有の歴史を今に伝える重要なルートとして、沿道及び周囲の歴史的な地域資源を活かした景観形成を図ります。
まちの景域 （市の中心となる市街地とともに、水田や天降川などの緑ある、まちの景観が見られるエリア）	<ul style="list-style-type: none"> ・天降川等の水辺や周囲に広がる緑と調和したまともありある市街地景観の形成を図ります。 ・特に、商業・業務施設が集積する地域では、まちを歩く歩行者からの目線を意識した賑わいを感じられるまちなみの形成を図ります。 																					
里の景域 （彩り豊かな農地と集落、里山や樹林地からなる里の景観が見られるエリア）	<ul style="list-style-type: none"> ・農の営みとともにある穏やかな田園景観を保全するとともに、季節の移り変わりとともに彩りを変える美しさを身近に感じられる景観形成を図ります。 																					
山の景域 （活火山である霧島連山をはじめ、豊かで力強い自然景観が見られるエリア）	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林地をはじめとした豊かな自然環境を保全しつつ、水と緑からなる自然景観を阻害しない景観形成を図ります。 																					
平地の景域 （広がりのある平野と、緑で覆われた崖線のある、平地の景観が見られるエリア）	<ul style="list-style-type: none"> ・大地が創り出した地形的な特徴を活かした景観の保全・形成を図ります。 																					
錦江湾沿いの景域 （錦江湾の海辺に面するエリア）	<ul style="list-style-type: none"> ・海とそこに浮かぶ桜島・神造島、緩やかに湾曲する海岸線と調和した広がりのある景観の保全・形成を図ります。 																					
河川景観軸 <ul style="list-style-type: none"> ・天降川沿川 ・霧島川沿川 	<ul style="list-style-type: none"> ・上流から下流まで、清流とともに創り出されている美しい水辺の景観の保全・形成を図るとともに、水辺に親しむ視点場等の整備を推進します。 																					
鉄道ルート <ul style="list-style-type: none"> ・JR 日豊本線 ・JR 肥薩線 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿線地域を中心に官民一体となり、日常的な利用者には季節の変化を、来訪者には地域の「おもてなしの心」が感じられる車窓からの見え方に配慮した景観形成に取り組み、本市の多様な景観を通じた地域の魅力発信に努めます。 																					
回遊ルート <ul style="list-style-type: none"> ・国道 223 号 ・県道国分霧島線 	<ul style="list-style-type: none"> ・美しく雄大な自然景観や季節の変化を体感できる重要なルートとして、沿道及び周囲の自然や地域資源を活かした景観の保全・形成を図ります。 																					
錦江湾沿いルート <ul style="list-style-type: none"> ・東九州自動車道 ・国道 10 号 ・国道 220 号 	<ul style="list-style-type: none"> ・錦江湾や桜島への眺望及び本市の地形が生み出す特徴的な景観を連続的に見ることのできる重要なルートとして、沿道及び周囲の自然や地域資源を活かした景観の保全・形成を図ります。 																					
歴史の道ルート <ul style="list-style-type: none"> ・城山 1 号線 ・御里～国分高校前線 ・県道日当山敷根線 ・参宮 2 号線 ・参宮 1 号線 ・神宮～内山田線 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域固有の歴史を今に伝える重要なルートとして、沿道及び周囲の歴史的な地域資源を活かした景観形成を図ります。 																					

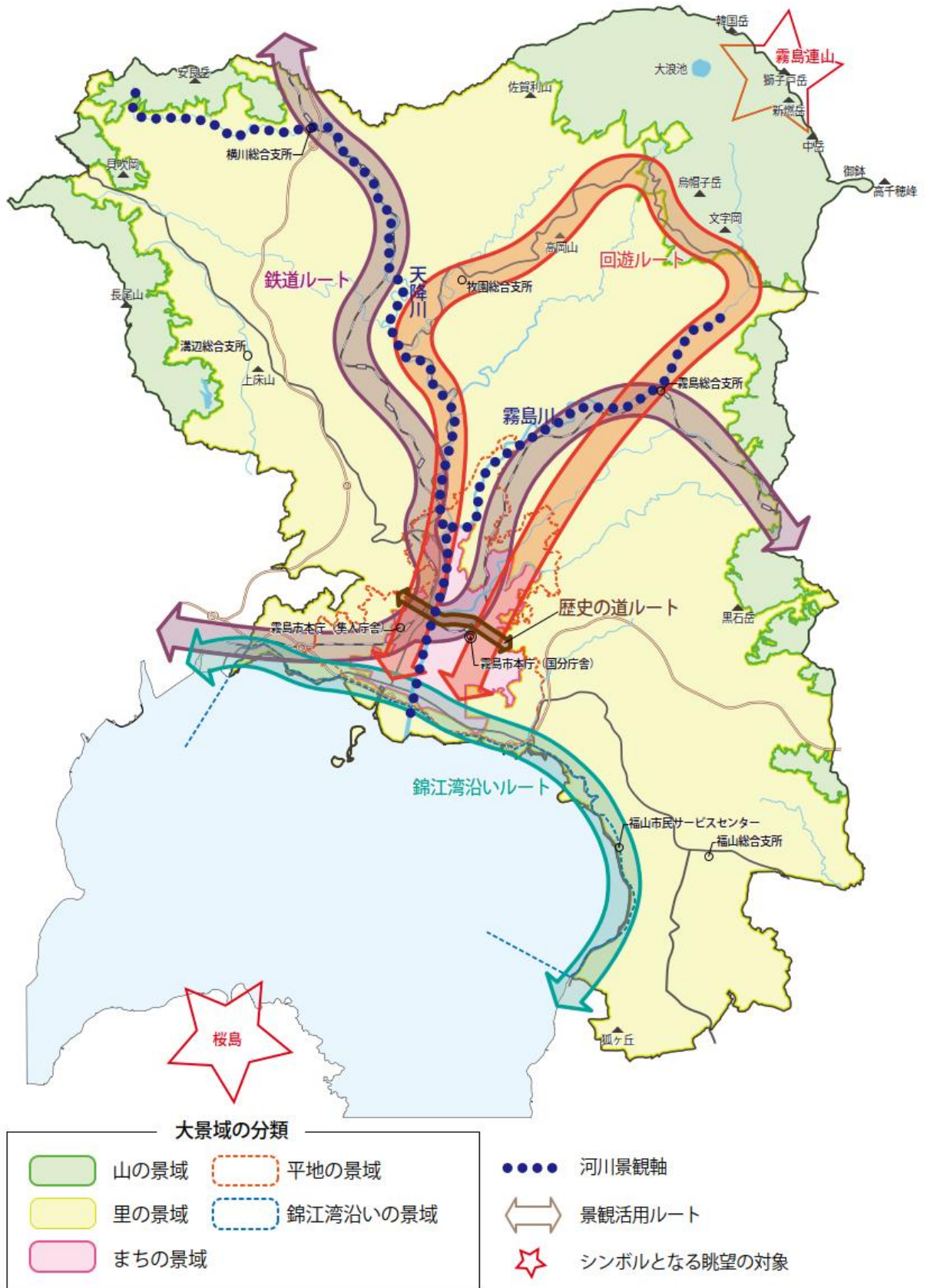


図 景観分類図

資料：霧島市景観計画

(5) 霧島市緑の基本計画

策定年月	2013（平成25）年3月	
目標年次	2020（令和2）年度	
基本理念・将来像等	◇基本理念 きりしまの豊かな緑を活かした、連携と協働による緑のまちづくり ◇将来像 みんなでつくる四季を彩るみどり（花・水・緑）のまち きりしま ◇目標人口 2020（令和2）年度 130,000人	
基本方針・施策	基本方針	施策
	1 豊かな森林や火山地形と錦江湾水際の緑をまもる	<ul style="list-style-type: none"> ・霧島錦江湾国立公園の規制遵守 ・保安林の保全と森林機能の持続的発揮 ・生物多様性の確保 ・自然海岸の保全と環境美化
	2 森林と海辺をつなぐ緑の基幹ネットワークをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・河川環境の保全とふれあい空間の創出
	3 市民・観光ニーズに対応した多彩なふれあいの緑をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・都市レクリエーション拠点の整備 ・交通結節点や観光ルート of 街路樹整備 ・自然レクリエーション拠点の整備 ・観光との連携
	4 身近な暮らしに根ざした潤いと活力の緑をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な住区基幹公園の計画的整備 ・既存公園の改善 ・道路緑化の推進 ・公共施設緑化の推進 ・ヒートアイランド現象の緩和 ・景観形成に資する緑地の形成 ・農用地の保全 ・身近な森林・樹林地の保全
	5 災害を防止し、安心・安全に暮らせる緑をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面緑地の保全 ・雨水の貯留機能の確保 ・公園等の防災・防犯機能の強化
	6 市民と企業と行政が協働で緑をまもり・つくる	<ul style="list-style-type: none"> ・緑に関する情報の提供と意識高揚 ・市民参加による緑づくり ・民有地の緑化促進



図 総合的な緑地の配置計画

資料：霧島市緑の基本計画

(6) 霧島市空き家対策基本方針

策定年月	2014（平成26）年3月																																				
基本理念	本市では空き家の現状が抱える諸問題に対して、安全性、衛生性、機能性、快適性の観点からの対策（時系列でみた段階的な対策）を講じていくこととし、「強制力をもったまちづくり」と「助成等による誘導方策」の両輪で対策を推進し、自発的な取組を促していく。																																				
空き家対策の骨格	<p>周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家問題に対する市民や所有者等の認識と理解を高めるための取組 	<p>空き家の活用・抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策事業等の整備、普及啓発 ・空き家バンクなど、空き家の利活用が促進されるための仕組みづくり 	<p>危険空き家の規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急に不特定多数の市民に危険を及ぼす恐れのある空き家の規制 ・助言、指導、勧告に加え、命令、公表、行政代執行などの強制的な規制手段を考慮した対策づくり 																																		
方針と対策メニュー	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>空き家対策メニュー</th> <th>具体的に取り組むもの</th> <th>計画的な施策の推進を図るもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">周知啓発</td> <td>①所有者への啓発</td> <td>・空き家適正管理のパンフレット・ポスター</td> <td>・空き家管理等基盤強化推進事業の活用</td> </tr> <tr> <td>②空き家の状況把握</td> <td></td> <td>・定期的な空き家情報の管理</td> </tr> <tr> <td>③啓発活動・見守り体制</td> <td></td> <td>・地域ワークショップの活用</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">空き家の活用・抑制</td> <td>①モデル事業の普及啓発</td> <td></td> <td>・空き家再生等推進事業の活用（活用タイプ）</td> </tr> <tr> <td>②情報発信システム</td> <td>・空き家バンク</td> <td>・体験宿泊施設への活用支援</td> </tr> <tr> <td>③流通促進システム</td> <td>・移住定住促進事業の利用促進</td> <td>・商業施設（店舗等）への活用支援 ・農山漁村活性化事業による活用支援 ・古民家再生による活用支援</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">危険空き家の規制</td> <td>①規制手段の整備</td> <td>・命令、公表、行政代執行等の設定 ・危険判定基準の整備</td> <td>・危険空き家の事故防止策（業者情報、バリケードの貸し出し等）</td> </tr> <tr> <td>②条例化に基づく対応</td> <td>・空き家適正管理条例の制定</td> <td>・危険空き家撤去後の税の減免措置</td> </tr> <tr> <td>③規制の円滑化</td> <td>・解体撤去制度の普及啓発 ・民事に対するサポート体制</td> <td>・空き家再生等推進事業の活用（除却タイプ）</td> </tr> </tbody> </table>				空き家対策メニュー	具体的に取り組むもの	計画的な施策の推進を図るもの	周知啓発	①所有者への啓発	・空き家適正管理のパンフレット・ポスター	・空き家管理等基盤強化推進事業の活用	②空き家の状況把握		・定期的な空き家情報の管理	③啓発活動・見守り体制		・地域ワークショップの活用	空き家の活用・抑制	①モデル事業の普及啓発		・空き家再生等推進事業の活用（活用タイプ）	②情報発信システム	・空き家バンク	・体験宿泊施設への活用支援	③流通促進システム	・移住定住促進事業の利用促進	・商業施設（店舗等）への活用支援 ・農山漁村活性化事業による活用支援 ・古民家再生による活用支援	危険空き家の規制	①規制手段の整備	・命令、公表、行政代執行等の設定 ・危険判定基準の整備	・危険空き家の事故防止策（業者情報、バリケードの貸し出し等）	②条例化に基づく対応	・空き家適正管理条例の制定	・危険空き家撤去後の税の減免措置	③規制の円滑化	・解体撤去制度の普及啓発 ・民事に対するサポート体制	・空き家再生等推進事業の活用（除却タイプ）
	空き家対策メニュー	具体的に取り組むもの	計画的な施策の推進を図るもの																																		
周知啓発	①所有者への啓発	・空き家適正管理のパンフレット・ポスター	・空き家管理等基盤強化推進事業の活用																																		
	②空き家の状況把握		・定期的な空き家情報の管理																																		
	③啓発活動・見守り体制		・地域ワークショップの活用																																		
空き家の活用・抑制	①モデル事業の普及啓発		・空き家再生等推進事業の活用（活用タイプ）																																		
	②情報発信システム	・空き家バンク	・体験宿泊施設への活用支援																																		
	③流通促進システム	・移住定住促進事業の利用促進	・商業施設（店舗等）への活用支援 ・農山漁村活性化事業による活用支援 ・古民家再生による活用支援																																		
危険空き家の規制	①規制手段の整備	・命令、公表、行政代執行等の設定 ・危険判定基準の整備	・危険空き家の事故防止策（業者情報、バリケードの貸し出し等）																																		
	②条例化に基づく対応	・空き家適正管理条例の制定	・危険空き家撤去後の税の減免措置																																		
	③規制の円滑化	・解体撤去制度の普及啓発 ・民事に対するサポート体制	・空き家再生等推進事業の活用（除却タイプ）																																		

(7) 霧島市空家等対策計画

策定年月	2017（平成29）年3月
計画期間	5年間：2017（平成29）年～2021（令和3）年
空家等の調査	・空家実態調査のフォローアップ、新たな空家等の情報収集
所有者等による空家等の適切な管理の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの責任と負担による空家等の適切な管理、放置した場合の処置等に関する情報提供 ・周辺に悪影響を及ぼしている空家等の所有者の特定、適切な管理等の促進 ・管理が困難な空家等の所有者等に対し、専門業者に関する情報を提供 ・空家等の適切な管理の重要性や管理不全の空家等がもたらす周辺地域への諸問題については、法務局や司法書士会などと連携した適正管理の促進
空家等及び空家等の跡地の活用の促進	<p><空家等の活用の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「空き家バンク」、「空き店舗等ストックバンク」の周知 ・空き家の所有者等に対する空き家対策に係る費用への支援 <p><空家等の跡地の活用の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・跡地の適切な管理の促進、市場への流通促進のための情報提供、自治会等の地域団体による管理・活用の可能性について検討

(8) 都市づくりに係る国の動向

●改正都市再生特別措置法（2014（平成26）年8月）～立地適正化計画の制度化～

都市再生特別措置法の一部改正（2014年8月）により、立地適正化計画が制度化されました。都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業などの都市機能の立地や公共交通の充実に関する包括的なマスタープランとして定めるものです。

立地適正化計画は都市計画区域を対象として策定するもので、めざすべき都市構造として、一定のエリアに生活サービス機能を維持・集積するとともに、その周辺や交通沿線等に居住を誘導し人口密度を維持することにより、人口減少の中でも生活サービスや地域コミュニティを持続的に確保するものです（コンパクト・プラス・ネットワーク）。

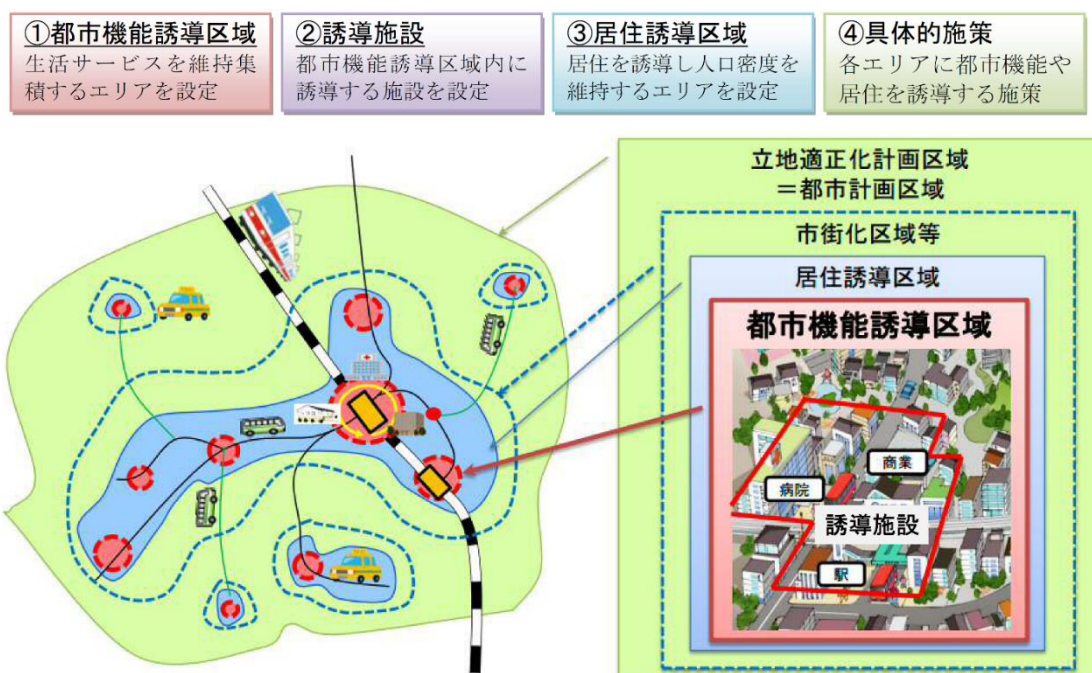


図 立地適正化計画の概要

4. 都市づくりの課題

(1) 都市の基本的課題

本市を取り巻く社会環境の変化及び上位計画を踏まえると、少子高齢社会において、出生数を高めるとともに、若者が働き、住み続ける環境づくりが求められることから、都市の基本的課題は、企業立地や定住促進などの「都市活力の向上」と、それぞれの地域において安全で暮らしやすい日常生活を支える「持続可能な地域づくり」の2点で整理することができます。

①都市活力の向上

<人口減少・超高齢社会への対応>

都市の人口集積は、都市における活力を反映するだけでなく、将来における都市の基礎体力となるものです。本市においては、若い世代や子育て世代が生活の場として本市を選択してもらえるように、働く場の確保、子育てしやすい環境の充実、魅力ある市街地の形成など、暮らしやすい環境などを通して、人口減少に歯止めをかけていく必要があります。

また、市民アンケートにおいて、居住環境の満足度では「公共交通の利用のしやすさ」「高齢者等に配慮したバリアフリー化」は満足度が低い一方で、重要度は高い結果となっています。

このことから、超高齢社会において、高齢者を含むすべての市民が安心して住み続けることができるようにユニバーサルデザインの視点に立ち、公共交通網、バリアフリー、医療・介護、防災などが充実した環境づくりを推進することが必要です。

<地域特性を生かした産業活性化>

都市の活力向上、若者の定住などを図るためには、産業の振興を図ることが重要な課題であり、エレクトロニクス・メカトロニクス関連の先端技術産業を柱として、地域特性を生かした他の産業との連携を高めながら、その活性化を推進していくことが必要です。

そのためには、市内に分布する様々な資源を有効的に活用するための基盤整備や交通ネットワークの形成を進めていくことが必要です。

<外出や交流の機会を高めるまちづくりの推進>

若い世代から子育て世代、高齢世代までが出かけて行きたくなるような魅力ある雰囲気を持った市街地や市民が日常的に交流できるような身近な憩いの場など、賑わいを創出する都市づくりを推進することが必要です。

<地域個性のある景観の創出>

霧島連山などの自然資源、鹿児島神宮や霧島神宮などの歴史資源のほか、温泉郷など多くの地域資源について、地域特有の景観を創出し、観光・レクリエーションの場を形成する必要があります。

また、一つひとつの資源の活用に合わせて、様々な体験のシナリオづくりなど、時間を使って楽しみ、また憩うことができる魅力ある観光地づくりを進め、これらを結ぶネットワークを構築することが必要です。

②持続可能な地域づくり

<特色ある地域構造の形成>

県下第2位の広大な市域面積を有する本市において、市民生活の場は、国分・隼人の市街地のほか総合支所周辺を拠点とした地域にも広がっており、各地域の生活拠点は地域の経済活動を支えるとともに、周辺農地や森林の適正な保全を図る上でも重要な役割を果たしていることから、今後もコミュニティの維持を図るため、周辺環境と調和し、快適に暮らし続けることのできる環境維持への取組が求められます。

こうした状況を踏まえ、これまで蓄積されてきた様々な公共公益施設の効果的な活用を図るとともに、都市機能分布に見合った拠点づくりと、都市機能を補完するネットワークの構築に取り組むことが必要です。

<公共交通の充実>

公共交通機関は、市民の通院、通学、買い物などの日常生活や国内外の観光客を含む地域外からの来訪者との交流を支える社会基盤として大きな役割を果たしています。

市民の日常生活の移動手段を確保し、観光客の利便性の向上を図るため、移動内容や交通結節点からの乗り換え需要などの利用者ニーズを適切に把握するとともに、公共公益施設の配置や交通結節点の整備などの都市づくりと連携し、効率的で効果的な地域公共交通ネットワークの構築に取り組むことが必要です。

<地域特有の豊かな自然や歴史文化の継承>

本市は、霧島山や、天降川をはじめとする大小の河川、その流域に広がる豊かな田園などの自然、多くの歴史的文化遺産を有しています。

これらの自然や歴史・文化を貴重な財産として次世代に継承するため、適切な保全に努めることが必要です。

<災害に対する安全性の高いまちづくり>

近年、突発的で局地的な豪雨や、台風の大型化による記録的な大雨による土砂災害、冠水・浸水被害が発生しているほか、南海トラフ地震や桜島・錦江湾直下型地震等による津波、新燃岳・御鉢の噴火に伴う火山災害等が懸念されています。

このような状況を踏まえ、市民が安心して日々の生活を送るうえで、自然災害や火災などに対し地域防災力を強化することは、都市づくりの根幹であることから、地域防災計画と連動したハード・ソフト一体となった防災・減災対策を推進することが必要です。

<民間活力を活かした都市づくり>

都市づくりを取り巻く環境は、人口減少社会の到来のなか、個人の価値観やライフスタイルの変化に伴う市民ニーズの多様化など絶えず変化を続けています。

このような中、都市機能の集約及び複合化をさらに推進することや行政主体の都市づくりから民間の活力を活かした都市経営の効率化が求められます。

こうした状況を踏まえ、今後の都市づくりにおいては、これまで以上に地域の特性や課題を把握し、民間の新たな取組みや柔軟性のあるポテンシャルを都市づくりの効率化に活かし、暮らしや産業が維持・充実するような土地利用誘導や基盤整備を推進していくことが必要です。

(2) 都市計画上の課題

都市計画上の課題は、前述の都市の基本的課題とともに、各課ヒアリングを踏まえ、都市計画の分野別に整理します。

①土地利用

区分	現状・これまでの取組	課題・今後の取組の方向性
都市計画区域	<ul style="list-style-type: none"> ・国分・溝辺・横川・牧園・隼人・福山に都市計画区域を定めている。 ・都市計画区域再編の検討を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画区域の再編について、地元住民との合意形成
用途地域	<ul style="list-style-type: none"> ・国分・溝辺・隼人の都市計画用途地域を定めている。 ・国分及び隼人の市街地近郊で民間開発が進行している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国分市街地と隼人市街地との連携・強化 ○人口密度を維持するエリアの検討
商業・業務地	<ul style="list-style-type: none"> ・都市拠点に都市機能を集約するため、隼人駅東地区土地区画整理事業を実施している。 ・県道北永野田小浜線沿線で道路境界から25m以降が第一種中高層住居専用地域の箇所は、建築可能な建物用途が少ないため、商業・業務施設の立地が進んでいない。 ・国分中央地区では遊休不動産の活用が停滞。 ・市民アンケートでは、国分駅・隼人駅周辺だけでなく郊外、各総合支所周辺などへの商業施設誘導が望まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○用途地域の見直し検討 ○隼人駅東地区土地区画整理事業区域への都市機能立地の推進 ○国分中央地区における遊休不動産の活用 ○霧島市公共施設管理計画の推進と拡充
近隣商業地	<ul style="list-style-type: none"> ・隼人駅西側の駅前商店街の賑わいが低下している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○隼人駅西側の駅前商店街の活力の向上
沿道商業・業務地	<ul style="list-style-type: none"> ・JR国分駅西側の都市計画道路向花清水線の沿道、都市計画道路野口線の川跡交差点から見次交差点に至る沿道、国道223号の見次交差点から隼人東インターチェンジに至る沿道では商業施設が立地している。 ・国道10号の主要地方道国分霧島線との交差点から国道223号との交差点に至る沿道及び主要地方道国分霧島線の国道10号との交差点から川跡交差点に至る沿道では商業施設が立地している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○野口線の道路未整備区間の実施 ○幹線道路の沿道における商業・業務用地の利用促進
住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・高齢化が進行している。(特に中山間地域) ・低層住居専用地域内は狭隘道路が多い。 ・国分及び隼人地域は、民間開発による宅地造成が進行している。 ・市民アンケートでは、各地域の地理的条件や都市施設の配置状況など地区特性に配慮した誘導が必要であることがうかがわれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○若者や子育て世代にとっても魅力ある住環境の形成 ○低層住宅地における良好な住環境の形成 ○一般住宅地における中低層住宅地維持保全

工業地	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域に点在する大小の工業地に低・未利用地がある。 ・隼人港周辺は広域交通の利便性を生かして、工業用地の検討を行った。 ・市民アンケートでは、周辺環境に配慮した工場環境対策、企業誘致のための先行的な道路整備が望まれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○工業地における低・未利用地への企業立地の促進 ○周辺環境に配慮した新たな工業用地と交通アクセスの確保
流通業務地	<ul style="list-style-type: none"> ・東九州自動車道の国分インターチェンジ、隼人東インターチェンジ及び隼人港周辺における流通業務地の検討を行った。 ・鹿児島空港に面する国道504号沿道においては、流通業務施設が立地している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市的土地利用と農用地保全との調整
用途地域無指定地域（白地地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用地への農地転用が増加している。 ・用途地域周辺の白地地域について、用途地域指定の検討を行っている。 ・白地地域の土地利用の適正化について検討を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市的土地利用と農用地保全との調整
農地・森林	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間の農地転用面積は、白地地域が約4割、都市計画区域外が4割であり、特に、国分・隼人の白地地域での住宅用地転用が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市的土地利用と自然環境との調和

②市街地整備・住環境整備

現状・これまでの取組	課題・今後の取組の方向性
<p>(市街地整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR国分駅、隼人駅周辺の市街地において、都市再生整備事業や土地区画整理事業を実施している。 <p>(住環境整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隼人地域・溝辺地域において、良好な宅地の供給に資する土地区画整理事業を実施している。 ・霧島市土地利用対策要綱に基づき、民間開発の指導・調整を行っている。 ・中山間地域においては人口減少が顕著である。 ・市民アンケートでは、「空き地や空き施設を有効利用し、市街地の拡大は極力避ける」の意見が約5割と最も多い。ただし、溝辺と福山では、「良好なまちづくりや開発であれば、多少の拡大は構わない」との意見が最も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市街地における買い物客の利便性向上の施策の検討 ○隼人駅西側の市街地活性化についての検討 ○まちなかにおける都市型住宅や高齢者向け住宅等の供給促進 ○中山間地域の快適な住環境整備の検討（都市のコンパクト化と中山間地域の定住促進の調整）

③都市施設等

区分	現状・これまでの取組	課題・今後の取組の方向性
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域間連絡道路（東九州自動車道等）の整備促進に向けた要請を行っている。 ・ 国分と隼人を結ぶ新川北線等の都市計画道路を整備中である。 ・ 都市計画道路の整備は長期化している。 ・ 見次交差点、木之房交差点、隼人塚踏切等で交通渋滞が発生している。 ・ 市民アンケートでは、道路の交通円滑化、狭い生活道路の解消を望む意見が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣市町、空港、鉄道駅、主要観光地などを結ぶ広域交通ネットワークの形成に向けた検討 ○ 幹線道路の整備構想の構築と実施計画の見直し ○ 交通渋滞箇所の解消 ○ 日常生活に支障を来す狭隘道路の解消
公共交通	<p>（公共交通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 霧島市地域公共交通網形成計画に基づく施策を実施している。 ・ ふれあいバス利用者数（2008～2017 年）は市内全域で減少傾向である。 ・ 鉄道乗降客（2012～2016 年）は、国分・表木山・植村・大隅横川の 4 駅で増加傾向であるが、隼人をはじめ 7 駅では減少傾向である。 <p>（駅前広場）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国分駅では駐輪場、隼人駅では自動車駐車場と駐輪場を維持管理している。 ・ 市民アンケートでは、「地域公共交通の充実」は回答の 6 割を超え、次いで「駅周辺や市街地での駐車場・駐輪場の整備」が 3 割の順である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のニーズに即し、利便性の高い公共交通に向けた官民一体の取組 ○ 中山間地域における交通と農林業施策との連携の検討 ○ 駅などの交通結節点における交流機能の強化 ○ 隼人駅東口駅前広場における効果的な交通機能の整備
公園・緑地	<p>（公園・緑地）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画公園は、国分・横川で 100%、隼人で 73%の供用率となっている。 ・ 霧島市緑の基本計画に基づき街区公園の整備、既存公園の機能の充実等を行っている。 ・ 公園整備と河川の維持管理により水と緑の景観軸形成を進めてきた。 ・ 市民アンケートでは、「防災機能を備えた公園」「ジョギングや散歩のできる緑道や遊歩道」「子ども達が、容易に利用できる公園」の順に回答が多い。 <p>（緑化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の基本計画に基づき、公共施設の緑化の推進や「花と緑あふれるまちづくり」活動への支援、景観計画に基づく民有地の緑化指導を進めている。 ・ 市民アンケートでは、「道路での街路樹の整備や電線類の地中化」を望む意見が 4 割と最も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の生活環境のニーズを踏まえた公園・緑地の整備 ○ 公園施設長寿命化計画に基づく施設の改修と維持管理 ○ 公園・緑地の維持管理や有効活用について、市民の積極的な参加を促進 ○ 公共施設の緑化の推進と維持管理 ○ 民間の緑化の取組に対する支援策の検討

河川・下水道	(河川) <ul style="list-style-type: none"> ・災害低減に向けて、河川の堆積土砂の除去を行っている。 ・県事業により、妙見温泉から北側の奥天降川流域で散策道が整備され、天降川ではカヌー発着所整備が実施されている。 ・市民、行政の協働による環境保全活動として、河川の清掃・美化活動を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○環境に配慮した河川改修の推進 ○河川の護岸及び水辺環境を活かした賑わいの創出
	(下水道) <ul style="list-style-type: none"> ・「鹿児島県生活排水処理施設整備構想」や「霧島市生活排水対策推進計画」に基づき、事業を推進している。 ・下水道施設の長寿命化対策や適切維持管理を推進している。 ・浸水被害低減のため、雨水排水路整備を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道事業区域外での生活排水対策の促進 ○事業、維持管理の採算性を踏まえた計画的な実施 ○治水対策の継続及び公共下水道（雨水）の事業導入の検討
供給・処理施設	(汚物処理場・ごみ焼却場・市場・火葬場) <ul style="list-style-type: none"> ・南部し尿処理場、牧園・横川地区し尿処理場でし尿・浄化槽汚泥を処理している。 ・敷根清掃センター、伊佐北始良環境管理組合「未来館」でごみを処理している。 ・公設地方卸売市場の維持管理を行っている。 ・国分斎場、伊佐北始良火葬場管理組合「ひしかり苑」で火葬を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化した施設の計画的な改修と適切な維持管理 ○敷根清掃センターの施設建替え事業の円滑な推進

④都市環境

区分	現状・これまでの取組	課題・今後の取組の方向性
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県土地利用基本計画に基づく5地域区分の土地利用が個別規制法により制限されている。(都市地域・農業地域・森林地域・自然公園地域・自然保全地域) ・民間の太陽光発電事業により、森林が減少している。 ・農林業の担い手が減少し、耕作放棄地や手入れの行き届かない荒地が増えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然景観に配慮した土地開発の適切な誘導 ○自然環境の有する多様な機能性の複合的な活用 ○農林業施策と連携した農地・森林の維持・保全
低炭素社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化が進行している。 ・地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設の温室効果ガスの排出削減に向けた取組を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境への負荷を抑制するため、将来都市構造(集約型多極連携ネットワーク都市構造)の構築によるコンパクト・プラスネットワークの推進

⑤都市景観

現状・これまでの取組	課題・今後の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観条例及び景観計画に基づき、一定の建築物や開発行為等に対し、景観への配慮を求めている。 ・ 屋外広告物の無秩序な設置を排除するため、鹿児島県屋外広告物条例により規制を行っている。 ・ 牧園地域の高千穂地区では、街なみ環境整備事業などを活用した取組を行った。 ・ 天降川等河川環境保全条例により、天降川や霧島川の貴重な水辺空間が保全されている。 ・ 市民や地域が主体となった環境美化活動が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 景観計画に基づく景観形成地区の保全や維持管理 ○ 霧島市景観条例における景観重要構造物及び景観重要樹木の指定の検討 ○ 協働による景観づくりの継続

⑥都市防災

現状・これまでの取組	課題・今後の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、突発的で局地的な豪雨や、台風の大型化による記録的な大雨による土砂災害、冠水・浸水被害が発生しているほか、新燃岳・御鉢の噴火に伴う火山災害等が懸念されている。 ・ 想定外の大規模災害の発生が近年頻発している。（東日本大震災、九州北部豪雨災害、熊本地震、西日本豪雨災害など） ・ 土砂災害（特別）警戒区域の指定箇所は、県内で鹿児島市、薩摩川内市に次いで多い都市となっている。 ・ 今後、南海トラフ地震、桜島・錦江湾直下型地震などによる津波被害も懸念される。 ・ 市民アンケートでは、「ライフライン（電気、ガス、通信、上下水道等）の強化・充実」、「河川の氾濫や浸水に対する対策」、「避難路、避難施設の整備」の順に回答が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害特性に応じた対策の推進 ○ 都市施設の強じん化（耐震化、長寿命化など） ○ 地域防災力を向上させる取組